

愛知県公立大学法人給与規程

(目的)

第1条 この規程は、愛知県公立大学法人教職員就業規則（平成19年愛知県公立大学法人規則第2号。以下「就業規則」という。）第33条の規定に基づき、愛知県公立大学法人（以下「法人」という。）の教職員（就業規則第2条第1項に規定する教職員をいう。以下同じ。）の給与に関する事項を定めることを目的とする。

(給与の種類)

第2条 給与の種類は、給料、扶養手当、地域手当、住居手当、初任給調整手当、通勤手当、単身赴任手当、時間外勤務手当、管理職員特別勤務手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、管理職手当、期末手当及び勤勉手当とする。

(給料)

第3条 教職員には、愛知県公立大学法人教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程（平成19年愛知県公立大学法人規程第31号。以下「勤務時間休日休暇規程」という。）第3条に規定する勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）による勤務に対して給料を支給する。

(給料表)

第4条 給料表の種類は、次の各号に掲げるとおりとし、各給料表の適用範囲は、その給料表に定めるところによる。

- (1) 教育職給料表（別表第1）
- (2) 一般職給料表（別表第2）
- (3) 保健職給料表（別表第3）

2 教職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づき、これを給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき標準的な職務の内容は、愛知県公立大学法人給料に関する規程（平成19年愛知県公立大学法人規程第19号。以下「給料規程」という。）で定める。

(初任給、昇格、昇給等の基準)

第5条 教職員の職務の級は、給料規程で定める基準により決定する。

- 2 新たに給料表の適用を受ける教職員となった者の号給は、給料規程で定める初任給の基準に従い決定する。
- 3 教職員が一の職務の級から他の職務の級に移った場合又は一の職から同じ職務の級の初任給の基準を異にする他の職に移った場合における号給は、給料規程で定めるところにより決定する。
- 4 教職員の昇給は、毎年4月1日（以下「昇給日」という。）とし、同日前1年間におけるその者の勤務成績に応じて行う。ただし、特別の場合の昇給は、理事長が定めた場合に行うことができる。
- 5 前項の規定により教職員（次項各号に掲げる教職員を除く。以下この項において同じ。）を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、前項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した教職員の昇給の号給数を4号給（保健職給料表の適用を受ける教職員でその職務の級が6級以上であるもの（理事長が別に定める教職員に限る。）にあつては3号給）とすることを標準として給料規程で定める基準に従い決定する。
- 6 次に掲げる教職員の第4項の規定による昇給は、同項に規定する期間における当該教職員の勤務成績が特に良好である場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて給料規程で定める基準に従い決定するものとする。
 - (1) 55歳を超える教職員（次号に掲げる教職員を除く。）
 - (2) 教育職給料表の適用を受ける教職員でその職務の級が5級以上であるもの及び一般職給料表の適用を受ける教職員でその職務の級が8級以上であるもの
- 7 教職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号給を超えて行うことができない。
- 8 教職員の昇給は、予算の範囲内で行わなければならない。

- 9 第4項から前項までに規定するもののほか、教職員の昇給に必要な事項は、給料規程で定める。
- 10 休職にされた教職員が復帰した場合、勤務時間休日休暇規程第17条第1項に規定する療養休暇（以下「療養休暇」という。）のため勤務しなかった教職員が再び勤務するに至った場合、愛知県公立大学法人教職員育児休業及び介護休業に関する規程（平成19年愛知県公立大学法人規程第33号。以下「育児介護休業規程」という。）第3条及び第14条に規定する育児休業（出生時育児休業を含む）をし、又は同規程第36条第1項に規定する介護休業をした教職員が職務に復帰した場合において、他の教職員との権衡上必要があるときは、復帰した日、再び勤務するに至った日又は職務に復帰した日以後において、給料規程で定めるところにより、その者の給料月額を調整することができる。
- 11 愛知県公立大学法人再任用に関する規程により採用された職員（以下「再任用職員」という。）の給料月額は、その者に適用される給料表の再任用職員の欄に掲げる給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額とする。
- 12 再任用職員で短時間勤務の職を占めるもの（以下「再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額は、前項の規定にかかわらず、同項の規定による給料月額に、勤務時間休日休暇規程第3条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

（給料の調整額）

第6条 給料月額が職務の複雑、困難若しくは責任の度又は勤務の強度、勤務時間、勤務環境その他の勤務条件が同じ職務の級に属する他の職に比して著しく特殊な職に対し適当でないとき、その特殊性に基づき、調整前における給料月額に100分の25を乗じて得た額を超えない範囲内で、給料月額につき適正な調整額を定める。

- 2 給料の調整を行う職は、給料の調整額適用区分表（別表第4）の勤務箇所に勤務する同表の教職員欄に掲げる教職員の占める職とし、給料の調整額は、当該教職員に適用される給料表及び職務の級に応じて調整基本額表（別表第5）に掲げる調整基本額（その額が給料月額の100分の4.5を超えるときは、給料月額の100分の4.5に相当する額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。）にその者に係る給料の調整額適用区分表の調整数欄に掲げる調整数を乗じて得た額とする。ただし、育児介護休業規程第20条に規定する育児短時間勤務の承認を受けた教職員（以下「育児短時間勤務教職員」という。）は、本文の規定による額に勤務時間休日休暇規程第3条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。

（給与の支払）

第7条 教職員の給与は、その全額を現金で、直接教職員に支払う。ただし、法令又は労働基準法（昭和22年法律第49号。以下「労基法」という。）第24条第1項の規定に基づく協定がある場合には、法令又は当該協定に定められる金額を控除して支払う。

- 2 前項の給与は、教職員から申し出があるときは、その全部又は一部をその者の預貯金口座への振込みによる方法により支払う。

（給与の支給日及び支給方法）

第8条 給料は、月の1日から末日までを計算期間とし、その支給日は、その月の16日とする。ただし、次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める日とする。

- (1) その月の16日が日曜日に当たるとき 14日
- (2) その月の16日が土曜日に当たるとき 15日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日（次号において「休日」という。）に当たるときは、14日）
- (3) その月の16日が休日に当たるとき 17日

- 2 新たに教職員となった者には、その日から給料を支給し、給料額に異動を生じた者には、その日から新たに定められた給料を支給する。
- 3 教職員が離職したときは、その日まで給料を支給する。
- 4 教職員が死亡したときは、その月まで給料を支給する。
- 5 第2項又は第3項の規定により給料を支給する場合であつて、その月の1日から末日まで支給するとき以外のとき、その給料額は、その月の現日数から勤務時間休日休暇規程第6条第1項に規定する週休日（以下「週休日」という。）の日数を差し引いた日数を日割りによつて計算する。
- 6 教職員が、教職員又はその収入によつて生計を維持する者の出産、疾病、災害、婚礼、葬儀その他これらに準ずる非常の場合の費用に充てるために給料を請求した場合には、その月の給料支払日前であつても、日割計算による請求の日までの給料をその際支給する。
- 7 前6項に定めるもののほか、給料の支給方法に関し必要な事項は、愛知県公立大学法人給料等支給方法規程（平成19年愛知県公立大学法人規程第20号。以下「給料等支給方法規程」という。）で定める。

（扶養手当）

第9条 扶養手当は、扶養親族のある教職員に対して支給する。ただし、次項第2号から第5号までのいずれかに該当する扶養親族（第3項において「扶養親族たる父母等」という。）に係る扶養手当は、教育職給料表の適用を受ける教職員でその職務の級が6級以上であるもの及び一般職給料表の適用を受ける教職員でその職務の級が9級以上であるものに対しては、支給しない。

- 2 前項の扶養親族は、次に掲げる者で他に生計のみちがなく主としてその教職員の扶養を受けているものとする。
 - (1) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子
 - (2) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫
 - (3) 60歳以上の父母及び祖父母
 - (4) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹
 - (5) 身体又は精神に著しい障害がある者で、終身労務に服することができない程度の者
- 3 扶養手当の月額、前項第1号に該当する扶養親族（次項において「扶養親族たる子」という。）については1人につき13,000円、扶養親族たる父母等については1人につき6,500円（教育職給料表の適用を受ける教職員でその職務の級が5級であるもの、一般職給料表の適用を受ける教職員でその職務の級が8級であるもの及び保健職給料表の適用を受ける教職員でその職務の級が7級であるものにあつては、3,500円）とする。
- 4 扶養親族たる子のうちに15歳に達する日以後の最初の4月1日から22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に当該期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。
- 5 前各項に規定するもののほか、扶養親族の数の変更に伴う支給額の改定その他扶養手当の支給に関し必要な事項は、愛知県公立大学法人扶養手当規程（平成19年愛知県公立大学法人規程第21号）及び給料等支給方法規程で定める。

（地域手当）

第10条 地域手当は、当該地域における民間の賃金水準を基礎とし、当該地域における物価等を考慮して支給する。

- 2 地域手当の月額は、教職員の給料の月額、扶養手当の月額及び管理職手当の月額の合計額に、100分の8.5を乗じて得た額とする。

（住居手当）

第11条 住居手当は、自ら居住するため住宅（貸間を含む。）を借り受け、月額16,000円を超える家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている教職員（法人の公舎を貸与され、使用料を支払って

る教職員その他愛知県公立大学法人住居手当規程（平成19年愛知県公立大学法人規程第22号。以下「住居手当規程」という。）で定める教職員を除く。）に対して支給する。

2 住居手当の月額、次の各号に掲げる教職員の区分に応じて、当該各号に定める額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

(1) 前項の教職員のうち月額27,000円以下の家賃を支払っている教職員 家賃の月額から16,000円を控除した額

(2) 前項の教職員のうち月額27,000円を超える家賃を支払っている教職員 家賃の月額から27,000円を控除した額の2分の1（その控除した額の2分の1が17,000円を超えるときは、17,000円）を11,000円に加算した額

3 前2項に規定するもののほか、住居手当の支給に関し必要な事項は、住居手当規程及び給料等支給方法規程で定める。

(初任給調整手当)

第12条 初任給調整手当は、教育職給料表の適用を受ける教職員の職で、医学又は歯学に関する専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められる職に新たに採用された教職員に対して、月額52,100円を超えない範囲内の額を、採用の日から35年以内の期間、採用後あらかじめ定めた期間を経過した日から1年を経過するごとにその額を減じて支給する。ただし、第18条に規定する管理職手当に係る区分が1種又は2種の職を除く。

2 前項の規定により初任給調整手当を支給される教職員は、その採用が医師法（昭和23年法律第201号）に規定する医師国家試験（以下「医師国家試験」という。）又は歯科医師法（昭和23年法律第202号）に規定する歯科医師国家試験（以下「歯科医師国家試験」という。）の合格の日の属する月の翌月の1日（当該合格の日が月の1日であるときは、その日）から35年及び理事長が指定するこれに準ずる期間（以下「経過期間」という。）内に行われたものとする。

3 第1項に掲げる職に在職する教職員のうち、同項の規定により初任給調整手当を支給される教職員との権衡上必要があると認められる教職員には、同項の規定に準じて、初任給調整手当を支給する。

4 初任給調整手当を支給されていた期間が通算して35年を超えることとなる教職員には、初任給調整手当は支給しない。

5 初任給調整手当の支給期間及び支給額は、教職員の採用の日又は第3項の教職員となった日以後の期間の区分に応じた初任給調整手当額表（別表第6）に掲げる額（育児短時間教職員にあっては、その額に勤務時間休日休暇規程第3条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。医師国家試験又は歯科医師国家試験の合格の日の属する月の翌月の1日（当該合格の日が月の1日であるときは、その日）後にそれぞれ採用されたものに対する初任給調整手当額表の適用については、医師国家試験合格の日の翌月の1日（その日が月の1日であるときは、その日）を採用の日とみなして、その日からそれぞれ現に採用された日の前日までの期間初任給調整手当が支給されていたものとする。

6 初任給調整手当を支給されている教職員が休職にされた場合における当該教職員に対する初任給調整手当額表の適用については、当該休職の期間（第29条第1項又は第4項ただし書きの規定により、給与の全額を支給される休職の期間を除く。）は、同表の期間の区分欄に掲げる期間には算入しない。

7 初任給調整手当を支給されている教職員が異動した場合には、異動後の職が第1項及び第2項に規定する職である場合を除き、当該異動の日から初任給調整手当は支給しない。

8 初任給調整手当を支給する場合には、初任給調整手当支給調書（様式1）を作成し、保管するものとする。

- 9 初任給調整手当を支給する教職員の要件が改正された場合において、当該改正の日（以下本項において「改正の日」という。）の前日から引き続き在職している教職員のうち、改正の前日に改正の日における規定が適用されていたものとした場合に初任給調整手当が支給されることとなる教職員でその者の初任給調整手当の支給期間及び経過期間が改正の日の前日までに満了しないこととなるものについては、改正の日以降、初任給調整手当を支給する。

（通勤手当）

第13条 通勤手当は、次に掲げる教職員に対して支給する。

- （1）通勤のため交通機関又は有料の道路（以下「交通機関等」という。）を利用して、その運賃又は料金（以下「運賃等」という。）を負担することを常例とする教職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である教職員以外の教職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる教職員を除く。）
- （2）通勤のため自動車その他の交通の用具で愛知県公立大学法人通勤手当規程（平成19年愛知県公立大学法人規程第23号。以下「通勤手当規程」という。）で定めるもの（以下「自動車等」という。）を使用することを常例とする教職員（自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である教職員以外の教職員であって自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる教職員を除く。）
- （3）通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする教職員（交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である教職員以外の教職員であって、交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。）

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる教職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- （1）前項第1号に掲げる教職員 支給単位期間につき、通勤手当規程で定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下「運賃等相当額」という。）。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「1か月当たりの運賃等相当額」という。）が55,000円を超えるときは、支給単位期間につき、55,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（その者が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1か月当たりの運賃等相当額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）
- （2）前項第2号に掲げる教職員 支給単位期間につき、67,100円を超えない範囲内で、自動車等の使用距離等の事情を考慮して通勤手当規程で定める額（再任用短時間勤務職員及び育児短時間勤務教職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して通勤手当規程で定める職員にあっては、その額から、その額に通勤手当規程で定める割合を乗じて得た額を減じた額）
- （3）前項第3号に掲げる教職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して通勤手当規程で定める区分に応じ、前2号に定める額（1か月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）、第1号に定める額又は前号に定める額

3 第1項第1号又は第3号に掲げる教職員で、通勤手当規程で定めるもののうち新幹線鉄道等の特別急行列車その他の交通機関または有料の道路（以下「新幹線鉄道等」という。）でその利用が通勤手当規程で

定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。以下同じ。）を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 新幹線鉄道等に係る通勤手当 支給単位期間につき、通勤手当規程で定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額の2分の1に相当する額。ただし、当該額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「1か月当たりの特別料金等2分の1相当額」という。）が4万円を超えるときは、支給単位期間につき、4万円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（その者が2以上の新幹線鉄道等を利用するものとして当該特別料金等の額を算出する場合において、1か月当たりの特別料金等2分の1相当額の合計額が4万円を超えるときは、その者の新幹線鉄道等に係る通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、4万円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）

(2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前項の規定による額

- 4 通勤手当は、支給単位期間（通勤手当規程で定める通勤手当にあつては、通勤手当規程で定める期間）に係る最初の月の通勤手当規程で定める日に支給する。
- 5 通勤手当を支給される教職員につき、離職その他の通勤手当規程で定める事由が生じた場合には、当該教職員に、支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して通勤手当規程で定める額を返納させるものとする。
- 6 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6か月を超えない範囲内で1か月を単位として通勤手当規程で定める期間（自動車等に係る通勤手当にあつては、1か月）をいう。
- 7 前各項に規定するもののほか、通勤の実情の変更に伴う支給額の改定その他通勤手当の支給及び返納に関し必要な事項は、通勤手当規程及び給料等支給方法規程で定める。

（単身赴任手当）

第14条 勤務箇所を異にする異動又は在勤する勤務箇所の移転に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の愛知県公立大学法人単身赴任手当規程（平成19年愛知県公立大学法人規程第24号。以下「単身赴任手当規程」という。）で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった教職員で、当該異動又は勤務箇所の移転の直前の住居から当該異動又は勤務箇所の移転の直後に在勤する勤務箇所に通勤することが通勤距離等を考慮して愛知県公立大学法人単身赴任手当規程（平成19年愛知県公立大学法人規程第24号。以下「単身赴任手当規程」という。）で定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする教職員には、単身赴任手当を支給する。ただし、配偶者の住居から在勤する通勤箇所に通勤することが、通勤距離等を考慮して単身赴任手当規程で定める基準に照らして困難であると認められない場合は、この限りでない。

- 2 単身赴任手当の月額は、30,000円（単身赴任手当規程で定めるところにより算定した教職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離（以下単に「交通距離」という。）が単身赴任手当規程で定める距離以上である教職員にあつては、その額に、70,000円を超えない範囲内で交通距離の区分に応じて単身赴任手当規程で定める額を加算した額）とする。
- 3 国家公務員その他単身赴任手当規程で定める者であった者から引き続き給料表の適用を受ける教職員となり、これに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の単身赴任手当規程で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった教職員で、当該適用の直前の住居から当該適用の直後に在勤する勤務箇所に通勤することが通勤距離等を考慮して単身赴任手当規程で定める基準に照らして困難

であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする教職員（任用の事情等を考慮して単身赴任手当規程で定める教職員に限る。）その他第1項の規定による単身赴任手当を支給される教職員との権衡上必要があると認められるものとして単身赴任手当規程で定める教職員には、前2項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。

- 4 前3項に規定するもののほか、単身赴任手当の支給の調整に関する事項その他単身赴任手当の支給に関し必要な事項は、単身赴任手当規程及び給料等支給方法規程で定める。

（大学入学共通テスト監督等業務手当）

第14条の2 大学入学共通テスト監督等業務手当は、大学入学共通テスト（以下、「共通テスト」という。）の監督等業務に従事した教員及び助手に対し、1日当たり20,000円を支給する。各大学の学部長等は、共通テストの監督等業務に従事した教員について、大学入学共通テスト監督等業務手当整理簿（様式2）を作成し、これを管理・保管しなければならない。

（教員免許状更新講習手当）

第14条の3 教員免許更新講習手当は、次に掲げる教員免許状更新講習の講師として従事した教員に対して、1時間あたり6,190円（1時間未満の端数を生じた場合はその端数の時間に1時間あたりの単価を乗じて得た額（1円未満の端数切り捨て）を加えた額とし、講習が1時間に満たない場合はその満たない時間に1時間あたりの単価を乗じて得た額（1円未満の端数切り捨て）とする）を支給する。

- (1) 教育の最新事情などの必修領域
- (2) 教科指導、生徒指導などの選択領域

（時間外勤務手当）

第15条 時間外勤務手当は、正規の勤務時間以外の時間に勤務することを命ぜられた教職員に対して、その正規の勤務時間以外の時間に勤務した全時間について支給する。

- 2 時間外勤務手当の額は、前項の勤務1時間につき、第27条に規定する勤務1時間当たりの給与額（この額に、初任給調整手当の支給を受ける教職員にあっては、この手当の月額につき第27条の規定の例により計算して得た額を加算した額とする。第4項から第6項まで、第17条第2項及び第18条第2項において同じ。）に次に掲げる勤務の区分に応じた割合を乗じて得た額とする。

- (1) 正規の勤務時間が割り振られた日（勤務時間休日休暇規程第9条第2項に規定する休日を除く。次項において同じ。）における勤務 100分の125（その勤務が午後10時から午前5時までの間である場合は、100分の150）
- (2) 前号に掲げる勤務以外の勤務 100分の135（その勤務が午後10時から午前5時までの間である場合は、100分の160）

- 3 再任用短時間勤務職員及び育児短時間勤務教職員が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務に対する前項の規定の適用については、100分の100とする。

- 4 前3項の規定にかかわらず、勤務時間休日休暇規程第8条第1項の規定により、あらかじめ同規程第6条第2項又は第3項の規定により割り振られた1週間の正規の勤務時間（以下この項において「割振り変更前の正規の勤務時間」という。）を超えて勤務することを命ぜられた教職員に対しても、割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した全時間（理事長が別に定める時間を除く。）について、勤務1時間につき、第27条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の25を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。ただし、再任用短時間勤務職員及び育児短時間勤務教職員が、勤務時間休日休暇規程第8条第1項の規定により、割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした週における割振り変更前の正規の勤務時間との合計が38時間45分に達するまでの間の勤務については、こ

の限りでない。

5 次に掲げる時間の合計が1か月について60時間を超えた教職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、前各項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第27条に規定する勤務1時間当たり給与額に次の各号に掲げる時間の区分に応じて当該各号に定める割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

(1) 第1項の勤務の時間 100分の150（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）

(2) 前項の勤務の時間（同項に規定する理事長が別に定める時間を除く。） 100分の50

6 「勤務時間、休日、休暇等に関する規程」第12の2第1項に規定する時間外勤務代休時間を指定された場合において、当該時間外勤務代休時間に職員が勤務しなかったときは、前項に規定する60時間を超えて勤務した全時間のうち当該時間外勤務代休時間の指定に代えられた時間外勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該時間1時間につき、第27条に規定する勤務1時間当たりの給与額に次の各号に掲げる時間の区分に応じて当該各号に定める割合を乗じて得た額の時間外勤務手当を支給することを要しない。

(1) 前項第1号に掲げる時間（次号の時間を除く） 100分の25

(2) 前項第1号に掲げる時間（週休日の勤務に限る） 100分の15

(3) 前項第2号に掲げる時間 100分の25

（管理職員特別勤務手当）

第16条 管理職員特別勤務手当は、第19条第1項の規定により管理職手当を受ける教職員が臨時又は緊急の必要その他の業務の運営の必要により週休日又は勤務時間休日休暇規程第9条第2項に規定する日（以下「休日」という。）に勤務をした場合に、当該教職員に対して支給する。

2 前項に規定する場合のほか、第19条第1項の規定により管理職手当を受ける教職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により午後10時から翌日の午前5時までの間（週休日又は休日に含まれる時間を除く。）であって正規の勤務時間以外の時間に勤務をした場合には、当該教職員に対して管理職員特別勤務手当を支給する。

3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額（前二項に規定する勤務に従事する時間を考慮して管理職員特別勤務手当規程で定める勤務をした教職員にあっては、その額に100分の150を乗じて得た額）とする。

(1) 第1項に規定する場合 同項の勤務1回につき、15,000円を超えない範囲内において管理職員特別勤務手当規程で定める額

(2) 前項に規定する場合 同項の勤務1回につき、6,000円を超えない範囲内において管理職員特別勤務手当規程で定める額

4 第1項の規定にかかわらず、勤務時間休日休暇規程第10条の規定により休日に勤務を命ぜられた勤務時間に相当する時間を他の日に勤務させないこととされた教職員の、その休日の勤務に対しては、管理職員特別勤務手当を支給しない。

5 前各項に規定するもののほか、管理職員特別勤務手当の支給に関し必要な事項は、管理職員特別勤務手当規程及び給料等支給方法規程で定める。

（夜間勤務手当）

第17条 夜間勤務手当は、正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務することを命ぜられた教職員に対して、その間に勤務した全時間について支給する。

2 夜間勤務手当の額は、前項の勤務時間1時間につき、第27条に規定する勤務1時間あたりの給与額に100分の25を乗じて得た額とする。

(休日勤務手当)

第18条 休日勤務手当は、休日において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた教職員に対して、その正規の勤務時間中に勤務した全時間について支給する。

2 休日勤務手当の額は、前項の勤務1時間につき、第27条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の135を乗じて得た額とする。

3 第1項の規定にかかわらず、勤務時間休日休暇規程第10条の規定により休日に勤務を命ぜられた勤務時間に相当する時間を、他の日に勤務させないこととされた教職員の、その休日の勤務に対しては、休日勤務手当を支給しない。

(管理職手当)

第19条 管理職手当は、管理又は監督の地位にある教職員の職のうち愛知県公立大学法人管理職手当規程(平成19年愛知県公立大学法人規程第26号。以下「管理職手当規程」という。)で指定するものに在職する教職員に対して支給する。

2 管理職手当の月額、前項に規定する職を占める教職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額に100分の25を乗じて得た額を超えない範囲内において管理職手当規程で定める。

(期末手当)

第20条 期末手当は、6月1日及び12月1日(以下この条から第22条までにおいてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する教職員に対して、それぞれ基準日の属する月の愛知県公立大学法人期末手当及び勤勉手当規程(平成19年愛知県公立大学法人規程第27号。以下「期末勤勉手当規程」という。)で定める日(次条及び第22条第1項においてこれらの日を「支給日」という。)に支給する。これらの基準日前1か月以内に退職し、若しくは就業規則第28条第2項第1号に該当して解雇され、又は死亡した教職員(第29条第6項の規定の適用を受ける教職員及び期末勤勉手当規程で定める教職員を除く。)についても、同様とする。

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の126.25(一般職給料表の適用を受ける教職員でその職務の級が7級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける教職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの(これらの教職員のうち、期末勤勉手当規程で定める教職員を除く。第23条第2項及び附則第10項において「特定管理職員」という。)にあっては、100分の106.25)を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1) 6か月 100分の100

(2) 5か月以上6か月未満 100分の80

(3) 3か月以上5か月未満 100分の60

(4) 3か月未満 100分の30

3 再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の126.25」とあるのは「100分の71.25」と、「100分の106.25」とあるのは「100分の61.25」とする。

4 第2項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した教職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在)において教職員が受けるべき給料の月額及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。

5 一般職給料表の適用を受ける教職員でその職務の級が3級以上であるもののうち期末勤勉手当規程で定める教職員並びに同表以外の各給料表の適用を受ける教職員で職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する教職員として当該各給料表につき期末勤勉手当規程で定めるものについては、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に役職

段階、職務の級等を考慮して期末勤勉手当規程で定める教職員の区分に応じて100分の20を超えない範囲内で期末勤勉手当規程で定める割合を乗じて得た額（期末勤勉手当規程で定める管理又は監督の地位にある教職員にあっては、その額に給料月額に100分の25を超えない範囲内で期末勤勉手当規程で定める割合を乗じて得た額を加算した額）を加算した額を第2項の期末手当基礎額とする。

6 第2項に規定する在職期間の算定に関し必要な事項は、期末勤勉手当規程で定める。

第21条 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。

(1) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に就業規則第48条第4号の規定による懲戒免職の処分を受けた教職員

(2) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に就業規則第28条第2項第2号及び第3号の規定により解雇された教職員

(3) 基準日前1か月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した教職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に拘禁刑以上の刑に処せられたもの

(4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられたもの

第22条 理事長は、支給日に期末手当を支給することとされていた教職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。

(1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について拘禁刑以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合

(2) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であつて、その者に対し期末手当を支給することが、業務に対する信頼を確保し、期末手当に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるとき。

2 前項の規定による期末手当の支給を一時差し止める処分（以下「一時差止処分」という。）を行う場合には、その旨を書面で当該一時差止処分を受けるべき者に通知しなければならない。

3 前項の規定により一時差止処分を行う旨の通知をする場合において、当該一時差止処分を受けるべき者の所在が知れないときは、民法第98条に定める公示の方法によるものとする。この場合においては、その公示の日から起算して2週間を経過した日に、通知が当該一時差止処分を受けるべき者に交付されたものとみなす。

4 理事長は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

(1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられなかった場合

(2) 一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があった場合

- (3) 一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく当該一時差止処分に係る期末手当の基準日から起算して一年を経過した場合
- 5 前項の規定は、理事長が、一時差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、期末手当の支給を差し止める必要がなくなったとして当該一時差止処分を取り消すことを妨げるものではない。
- 6 理事長は、一時差止処分を行う場合は、当該一時差止処分を受けるべき者に対し、当該一時差止処分の際、一時差止処分の事由を記載した説明書を交付しなければならない。
- 7 前各項に規定するもののほか、一時差止処分に関し必要な事項は、期末勤勉手当規程で定める。

(勤勉手当)

- 第23条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する教職員に対して、基準日以前6か月以内の期間（期末勤勉手当規程で定める教職員にあっては、期末勤勉手当規程で定める期間）におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する月の期末勤勉手当規程で定める日に支給する。これらの基準日前1か月以内に退職し、若しくは就業規則第28条第2項第1号に該当して解雇され、又は死亡した教職員（期末勤勉手当規程で定める教職員を除く。）についても、同様とする。
- 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、期末勤勉手当規程で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、理事長が支給する勤勉手当の額の次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額の範囲を超えてはならない。
- (1) 前項の職員のうち再任用短時間勤務職員以外の職員 次に定める額の総額
当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは解雇され、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは解雇され、又は死亡した日現在。次項及び附則第8項第4号において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の106.25（特定管理職員にあっては、100分の126.25）を乗じて得た額。
- (2) 前項の職員のうち再任用短時間勤務職員 当該再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の51.25（特定管理職員にあっては、100分の61.25）を乗じて得た額の総額
- 3 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれその基準日現在において教職員が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額とする。
- 4 第20条第5項の規定は、第2項の勤勉手当基礎額について準用する。この場合において、同条第5項中「前項」とあるのは、「第23条第3項」と読み替えるものとする。
- 5 前2条の規定は、第1項の規定による勤勉手当の支給について準用する。この場合において、第21条中「前条第1項」とあるのは「第23条第1項」と、同条第1号中「基準日から」とあるのは「基準日（第23条第1項に規定する基準日をいう。以下この条及び次条において同じ。）から」と、「支給日」とあるのは「支給日（同項に規定する期末勤勉手当規程で定める日をいう。以下この条及び次条において同じ。）」と読み替えるものとする。
- (育児休業の教職員に係る期末手当等の支給)
- 第24条 第20条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業（育児介護休業規程第3条及び第14条の規定によるものをいう。以下同じ。）をしている教職員のうち、基準日以前6か月以内の期間において勤務した期間（期末勤勉手当規程で定めるこれに相当する期間を含む。）がある教職員には、当該基準日に係る期末手当を支給する。
- 2 第23条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている教職員のうち、基準日以前6か月以内の期間において勤務した期間（期末勤勉手当規程で定めるこれに相当する期間を含む。）がある教職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。

(特定の職員についての適用除外)

第25条 第15条、第17条及び第18条の規定は、第19条第1項の規定により管理職手当を受ける教職員には適用しない。

2 第9条、第11条、第12条の規定は、再任用短時間勤務職員には適用しない。ただし、理事長が特に認めた場合は、この限りではない。

(地域手当等の支給方法)

第26条 地域手当、時間外勤務手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、管理職手当、期末手当及び勤勉手当の支給方法に関し必要な事項は、給料等支給方法規程で定める。

(勤務一時間当たりの給与額)

第27条 勤務1時間当たりの給与額は、教職員の給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を勤務時間休日休暇規程第3条に規定する勤務時間の1週間当たりの時間に52を乗じたものから139時間30分を減じたもので除して得た額とする。

(給与の減額)

第28条 教職員が正規の勤務時間中に勤務しないときは、休日の場合、勤務時間休日休暇規程第15条に規定する休暇(組合休暇を除く。)の場合、就業規則又は法律の規定により特に勤務しないことが認められている場合(育児介護休業規程第30条に規定する部分休業、同第36条に規定する介護休業又は同第45条に規定する介護時間を承認された場合を除く。)を除き、その勤務しない時間1時間につき、教職員の給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を勤務時間休日休暇規程第3条に規定する勤務時間の1週間当たりの時間に52を乗じたもので除して得た額を減額する。

2 教職員が療養休暇(業務上の傷病及び通勤(地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)第2条第2項に規定する通勤をいう。次条において同じ。))による傷病による療養休暇を除く。)により勤務しない場合であって、90日を超えて引き続き勤務しないときは、前項の規定にかかわらず、その超える期間につき、教職員の給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に100分の50を乗じて得た額を減額する。

3 減額すべき給与額は、その減額すべき給与額をその月の翌月以降の給与から差し引く。

(休職者の給与)

第29条 教職員が業務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかり、就業規則第19条第1項第1号に掲げる理由により休職にされたときは、その休職の期間中、給与の全額を支給する。

2 教職員が前項以外の心身の故障により就業規則第19条第1項第1号に掲げる理由により休職にされたときは、その休職の期間が満2年に達するまでは、給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の80を支給する。

3 教職員が就業規則第19条第1項第2号に掲げる理由により休職にされたときは、その休職の期間中、給料、扶養手当、地域手当及び住居手当のそれぞれ100分の60以内を支給することができる。

4 教職員が就業規則第19条第1項第3号に掲げる理由により休職にされたときは、その休職の期間中、給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の70以内を支給することができる。ただし、休職にされた原因である災害が業務上の災害又は通勤による災害と認められるときは、その休職の期間中、給与の全額を支給する。

5 教職員が就業規則第19条第1項第4号及び第5号のいずれかに掲げる理由により休職にされたときは、その休職の期間中、給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の100以内を支給することができる。

- 6 第2項、第4項又は第5項に規定する教職員が、当該各項に規定する期間内で第20条第1項に定める基準日前1か月以内に退職し、若しくは就業規則第28条第2項第1号に該当して解雇され、又は死亡したときは、第20条第1項の規定により期末勤勉手当規程で定める日に、当該各項の例による額の期末手当を支給する。ただし、期末勤勉手当規程で定める教職員については、この限りでない。
- 7 前項の規定の適用を受ける教職員の期末手当の支給については、第21条及び第22条の規定を準用する。この場合において、第21条中「前条第1項」とあるのは、「第29条第6項」と読み替えるものとする。

(育児休業者の給与)

第29条の2 育児介護休業規程第3条及び第14条により、育児休業をしている期間については、給与を支給しない。

(育児短時間勤務者の給与)

第29条の3 育児介護休業規程第20条により、育児短時間勤務の承認を受けた教職員（以下「育児短時間勤務教職員等」という。）の給与等については次のとおりとする。

- (1) 給料月額 給料規程により算定される給料月額に、育児介護休業規程第21条により定められたその者の1週間当たりの勤務時間を38時間45分で除して得た数（以下「算出率」という。）を乗じて得た額とする。
- (2) 通勤手当 育児短時間勤務教職員等のうち育児介護休業規程第21条第1項第5号及び第6号に定められた者については、通勤手当規程第8条に規定されている交代制勤務者等の例による。ただし、通勤手当規程第9条（自動車等使用者の支給額）で定められた額については、21から通勤所要回数数の数を差し引いた数を21で除して得た割合を乗じて得た額を減じた額とする。
- (3) 時間外勤務手当 愛知県公立大学法人契約職員就業規則（平成19年愛知県公立大学法人規則第4号）第22条の例による。
- (4) 期末手当及び勤勉手当 第20条第4項、第5項及び第23条第3項に規定する「給料の月額」については、「給料の月額を算出率」で除して得た額とする。第20条第5項に規定する「給料月額」についても、給料月額を算出率で除して得た額とする。

(雑則)

第30条 この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

〔沿革〕 平成21年11月30日規程第7号改正

〔沿革〕 平成22年1月29日規程第11号改正

〔沿革〕 平成23年3月30日規程第18号改正

〔沿革〕 平成27年3月30日規程第18号改正

〔沿革〕 平成28年3月24日規程第9号改正

〔沿革〕 平成28年3月24日規程第12号改正

〔沿革〕 平成28年12月26日規程第7号改正

〔沿革〕 平成29年3月22日規程第10号改正

〔沿革〕 平成29年12月27日規程第3号改正

〔沿革〕 平成30年3月26日規程第7号改正

〔沿革〕 平成30年9月7日規程第5号改正

〔沿革〕 平成31年2月20日規程第7号改正

〔沿革〕 平成31年3月22日規程第11号改正

〔沿革〕 令和2年2月17日規程第17号改正

〔沿革〕 令和2年2月17日規程第20号改正

(施行日)

1 この規程は、公布の日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

(経過規定)

2 この規程の規定により理事長が定めるものとされている事項については、これに関する定めがなされるまでの間は、愛知県の職員の給与に関する条例（昭和42年愛知県条例第3号）の例による。

3 法人成立の日の前日に愛知県職員であり、かつ平成18年3月31日以前に採用された者については第6条第2項の規定による給料の調整額のほか、次の表による区分の額を給料の調整額として支給する。

給料表	職務の級	調整額			
		平成19年4月1日から 平成20年3月31日まで	平成20年4月1日から 平成21年3月31日まで	平成21年4月1日から 平成22年1月31日まで	平成22年2月1日から 平成22年3月31日まで
教育職給料表	1級	450円	300円	150円	144円
	2級	525円	350円	175円	193円
	3級	675円	450円	225円	217円
	4級	750円	500円	250円	242円
	5級	975円	650円	325円	315円

(承継教職員に係る経過措置)

4 地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。）第59条第2項の規定により法人の教職員となった者（以下「承継教職員」という。）で、この規程によりその者の給料月額（平成27年4月1日から平成30年3月31日までにあつては、平成27年3月31日においてその者が受けていた給料月額に100分の98.74を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。）が施行日の前日において愛知県の職員の給与に関する条例の規定により受けていた給料月額（平成27年4月1日から平成30年3月31日までにあつては、当該給料月額に100分の98.74を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。）（給与規程の一部を改正する規程（平成21年規程第7号）の施行の日において教職員であつて適用される給料表並びにその職務の級及び号給がそれぞれ次の表の給料表欄、職務の級の欄及び号給欄に掲げる者以外の者（以下「減額改定対象職員」という。）にあつては、当該給料月額に100分の98.52を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。）に達しないこととなる教職員には、平成29年3月31日までの間、給料月額のほか、平成26年3月31日までの間においては、その差額に相当する額（給与規程附則第8項の規定により給与が減ぜられて支給される教職員にあつては、当該額に100分の98.5を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額。以下「差額相当額」という。）を平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間においては差額相当額に100分の75を乗じて得た額を、平成27年4月1日から平成28年3月31日の間においては差額相当額に100分の50を乗じて得た額を、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間においては差額相当額に100分の25を乗じて得た額を給料として支給する。

給料表	職務の級	号給
教育職給料表	1級	1号給から48号給まで
	2級	1号給から32号給まで
	3級	1号給から12号給まで

一般職給料表	1級	1号給から56号給まで
	2級	1号給から24号給まで
	3級	1号給から8号給まで
保健職給料表	1級	1号給から56号給まで
	2級	1号給から40号給まで
	3級	1号給から16号給まで
	4級	1号給から4号給まで

5 新たに給料表の適用を受けることとなった教職員について、任用の事情等を考慮して前項の規定による給料を支給される教職員との権衡上必要があると認められるときは、当該教職員には、前項の規定に準じて給料を支給する。

6 承継教職員に係る初任給調整手当、扶養手当、住居手当、通勤手当及び単身赴任手当については、その法人設立前に愛知県の職員の給与に関する条例その他愛知県の関係規定に基づき、愛知県知事により認定を受けていた内容をもって、当該内容に変更がない限り、この規程により認定を受けたものとみなす。

(追加 [平成21年3月27日規程第19号])

7 前三項の規定は、別表第4における調整数1の者について適用し、調整数0.5の者については次の表による区分の額を支給するものとする。

給料表	職務の級	調整額	
		平成21年4月1日から 平成22年1月31日まで	平成22年2月1日から 平成22年3月31日まで
教育職 給料表	1級	75円	72円
	2級	87円	96円
	3級	112円	108円
	4級	125円	121円
	5級	162円	157円

(追加 [平成23年3月30日規程第18号])

(55歳を超える管理職手当受給教職員の給与の減額措置)

8 平成30年3月31日までの間、第19条第1項の規定により管理職手当を支給することとされる教職員(次の表の給料表欄に掲げる給料表の適用を受ける教職員(再任用職員を除く。))のうち、その職務の級が次の表の職務の級欄に掲げる職務の級以上である者であってその号給がその職務の級における最低の号給でないものに限る。以下この項及び附則第12項において「特定教職員」という。)に対する次に掲げる給与の支給に当たっては、当該特定教職員が55歳に達した日後における最初の4月1日(特定教職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定教職員となった場合にあっては、特定教職員となった日)以後、次の各号に掲げる給与の額から、それぞれ当該各号に定める額に相当する額を減ずる。

(1) 給料月額 当該特定教職員の給料月額に100分の1.5を乗じて得た額(当該特定教職員の給料月額に100分の98.5を乗じて得た額が、当該特定教職員の属する職務の級における最低の号給の給料月額に達しない場合(以下「最低号給に達しない場合」という。))にあっては、当該特定教職員の給料月額から当該特定教職員の属する職務の級における最低の号給の給料月額を減じた額(以下「給料月額減額基礎額」という。)

(2) 地域手当 当該特定教職員の給料月額に対する地域手当の月額に100分の1.5を乗じて得た額(最低号給に達しない場合にあっては、給料月額減額基礎額に対する地域手当の月額)

(3) 期末手当 それぞれその基準日現在において当該特定教職員が受けるべき給料月額及びこれに対する地域手

当の月額合計額（第20条第4項の規定の適用を受ける教職員にあっては、当該合計額に、当該合計額に同項に規定する100分の20を超えない範囲内で期末勤勉手当規程で定める割合を乗じて得た額（同項に規定する期末勤勉手当規程で定める管理又は監督の地位にある教職員（以下この号において「管理監督教職員」という。）にあっては、その額に、給料月額に同項に規定する100分の25を超えない範囲内で期末勤勉手当規程で定める割合を乗じて得た額を加算した額）を加算した額）に、当該特定教職員に支給される期末手当に係る同条第2項各号列記以外の部分に規定する割合を乗じて得た額に、当該特定教職員に支給される期末手当に係る同項各号に定める割合を乗じて得た額に、100分の1.5を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあっては、それぞれその基準日現在において当該特定教職員が受けるべき給料月額減額基礎額及びこれに対する地域手当の月額合計額（同条第4項の規定の適用を受ける教職員にあっては、当該合計額に、当該合計額に同項に規定する100分の20を超えない範囲内で期末勤勉手当規程で定める割合を乗じて得た額（管理監督教職員にあっては、その額に、給料月額減額基礎額に同項に規定する100分の25を超えない範囲内で期末勤勉手当規程で定める割合を乗じて得た額を加算した額）を加算した額）に、当該特定教職員に支給される期末手当に係る同条第2項各号列記以外の部分に規定する割合を乗じて得た額に、当該特定教職員に支給される期末手当に係る同項各号に定める割合を乗じて得た額）

- (4) 勤勉手当 それぞれその基準日現在において当該特定教職員が受けるべき給料月額及びこれに対する地域手当の月額合計額（第23条第4項において準用する第20条第4項の規定の適用を受ける教職員にあっては、当該合計額に、当該合計額に同項に規定する100分の20を超えない範囲内で期末勤勉手当規程で定める割合を乗じて得た額（同項に規定する期末勤勉手当規程で定める管理又は監督の地位にある教職員（以下この号において「管理監督教職員」という。）にあっては、その額に、給料月額に同項に規定する100分の25を超えない範囲内で期末勤勉手当規程で定める割合を乗じて得た額を加算した額）を加算した額。附則第11項において「勤勉手当減額対象額」という。）に、当該特定教職員に支給される勤勉手当に係る第23条第2項前段に規定する割合を乗じて得た額に100分の1.5を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあっては、それぞれその基準日現在において当該特定教職員が受けるべき給料月額減額基礎額及びこれに対する地域手当の月額合計額（同条第4項において準用する第20条第4項の規定の適用を受ける教職員にあっては、当該合計額に、当該合計額に同項に規定する100分の20を超えない範囲内で期末勤勉手当規程で定める割合を乗じて得た額（管理監督教職員にあっては、その額に、給料月額減額基礎額に同項に規定する100分の25を超えない範囲内で期末勤勉手当規程で定める割合を乗じて得た額を加算した額）を加算した額。附則第11項において「勤勉手当減額基礎額」という。）に、当該特定教職員に支給される勤勉手当に係る第23条第2項前段に規定する割合を乗じて得た額）

- (5) 第29条第1項から第6項までの規定により支給される給与 当該特定教職員に適用される次に掲げる規定の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ 第29条第1項又は第4項ただし書 前各号に定める額

ロ 第29条第2項 第1号から第3号までに定める額に100分の80を乗じて得た額

ハ 第29条第3項 第1号及び第2号に定める額に、同項の規定により当該特定教職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額

ニ 第29条第4項又は第5項本文 第1号から第3号までに定める額に、同条第4項又は第5項本文の規定により当該特定教職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額

ホ 第29条第6項 次に掲げる教職員の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(イ) 第29条第2項の規定により給与の支給を受ける教職員 第3号に定める額に100分の80を乗じて得た額

(ロ) 第29条第4項又は第5項本文の規定により給与の支給を受ける教職員 第3号に定める額に、

同条第4項又は第5項本文の規定により当該教職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額
(ハ) 第29条第4項ただし書の規定により給与の支給を受ける教職員 第3号に定める額

給料表	職務の級
教育職給料表	4級
一般職給料表	6級
保健職給料表	6級

9 前項の規定により給与が減ぜられて支給される教職員についての第28条第1項の規定による勤務しない時間一時間につき減額すべき給与額は、同項の規定にかかわらず、同項の規定により算出した勤務しない時間一時間につき減額すべき給与額から、給料月額及びこれに対する地域手当の月額合計額に12を乗じ、その額を勤務時間等に関する規定第3条に規定する勤務時間の一週間当たりの時間に52を乗じたもので除して得た額に100分の1.5を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあつては、給料月額減額基礎額及びこれに対する地域手当の月額合計額に12を乗じ、その額を同条に規定する勤務時間の一週間当たりの時間に52を乗じたもので除して得た額）に相当する額を減じた額とする。

10 附則第8項の規定により給与が減ぜられて支給される教職員についての第28条第2項の規定による減額すべき給与額は、同項の規定にかかわらず、同項の規定により算出した減額すべき給与額から、給料月額及びこれに対する地域手当の月額合計額に100分の0.75を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあつては、給料月額減額基礎額及びこれに対する地域手当の月額合計額に100分の50を乗じて得た額）に相当する額を減じた額とする。

11 附則第8項の規定が適用される間、同項の規定により給与が減ぜられて支給される教職員についての第23条第2項に定める額は、同項の規定にかかわらず、同項の規定により算出した額から、勤勉手当減額対象額に100分の1.35（特定管理職員にあつては、100分の1.65）を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあつては、勤勉手当減額基礎額に100分の90（特定管理職員にあつては、100分の110）を乗じて得た額）に相当する額を減じた額とする。

12 附則第8項から前項までに規定するもののほか、特定教職員以外の者が月の初日以外の日に特定教職員になった場合における附則第8項の減ずる額の計算その他同項から前項までの規定の実施に関し必要な事項は、別に定める。

(33歳に満たない職員の号給の調整)

13 平成23年4月1日において33歳に満たない教職員（同日においてその職務の級における最高の号給を受ける教職員を除く。）のうち、同日において給与規程第5条第4項の規定により昇給した教職員その他当該教職員との権衡上必要があると認められる教職員の同日における号給は、この項の規定の適用がないものとした場合に調整日に受けることとなる号給の1号給上位の号給とする。

附 則（平成19年12月22日規程第61号）

この規程は、公布の日から施行し、平成19年4月1日から適用する。ただし、第14条の2の改正規定は、平成20年1月1日から施行する。

附 則（平成20年3月8日規程第72号）

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成21年3月27日規程第19号）

〔沿革〕平成21年5月29日規程第2号改正

〔沿革〕平成21年11月30日規程第7号改正

(施行期日)

1 この規程は、平成21年4月1日から施行する。

(地域手当にかかる経過措置)

2 平成22年3月31日までの間における改正後の給与規程第10条第2項の規定の適用については、同項中「100分の6.5」とあるのは、「100分の8」とする。

(派遣職員の給与、期末手当及び勤勉手当の特例)

3 公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第2条第1項の規定に基づき派遣された職員（以下「派遣職員」という。）の給料月額は、平成21年4月1日から平成22年3月31日までの間（以下「特例期間」という。）において、規程第4条及び第5条（教職員育児休業及び介護休業に関する規程第13条、第23条、第28条及び第38条を含む。）の規定にかかわらず、この規定により定められる額から当該額に100分の4（平成20年7月1日から平成22年3月31日までの間においては、次の表の上欄に掲げる職員ごとに、同表の下欄に掲げる期間の区分に応じそれぞれ同欄に定める割合）を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。ただし、手当の額及び規定第27条に規定する勤務1時間当たりの給与額の算出の基礎となる給料月額は、これらの規定により定められた額とする。

職 員	割 合	
	平成21年7月1日から同年1月30日まで	平成21年12月1日から平成22年3月31日まで
1 次号に掲げる職員以外の職員	100分の2.4	100分の0.4
2 規程第19条の規定により管理職手当を支給することとされる職員（以下「管理職手当受給職員」という。）	100分の3.1	100分の3.1

4 派遣職員のうち管理職手当受給職員の期末手当の額は、平成21年12月に支給する場合において、平成21年3月27日規程第19号附則第7項の規定にかかわらず、給与規程第20条第2項の規定により算定される期末手当の額に相当する額から当該額に100分の7を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額をもって給与規程第20条第2項の規定により算定される期末手当の額とした場合に平成21年3月27日規程第19号附則第7項の規定により支給することとされる額とする。

(追加 [平成21年11月30日規程第7号])

5 派遣職員のうち管理職手当受給職員の勤勉手当の額は、平成21年12月に支給する場合において、給与規程第23条第2項の規定にかかわらず、この規定により支給することとされるそれぞれの額から当該額に100分の7を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）をそれぞれ減じた額とする。

(平成21年6月に支給する期末手当及び勤勉手当に関する特例措置)

6 平成21年6月に支給する期末手当及び勤勉手当に関する第20条第2項及び第23条第2項の規定の適用については、第20条第2項中「100分の140、」とあるのは「100分の125、」と、「100分の120」とあるのは「100分の110」と、第23条第2項中「100分の75」とあるのは「100分の70」と、「100分の95」とあるのは「100分の85」とする。

(追加 [平成21年11月30日規程第7号])

(平成21年12月に支給する期末手当に関する特例措置)

7 平成21年12月に支給する期末手当の額は、改正後の規程第20条第2項及び第3項から第5項まで若しくは第29条第1項及び第2項若しくは第4項から第6項までの規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下「基準額」という。）から、第1号及び第2号に掲げる額の合計額から第3号に掲げる額を減じた額（当該額が0を下回る場合には0とする。以下「調整額」という。）に相

当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは期末手当は支給しない。

(1) 平成21年4月1日(同月2日から同年12月1日までの間に減額改定対象職員となった者)については、その減額改定対象職員となった日において減額改定対象職員が受けるべき給料、扶養手当、地域手当、住居手当、初任給調整手当、単身赴任手当及び管理職手当の合計額に100分の0.22を乗じて得た額に、同年4月からこの規定の施行の日(以下「施行日」という。)の属する月の前月までの月数(同年4月1日から施行日の前日までの期間において、在職しなかった期間、給料を支給されなかった期間、減額改定対象職員以外の職員であった期間がある職員については、当該月数から当該期間を考慮して期末勤勉手当規程で定める月数を減じた月数)を乗じて得た額

(2) 平成21年6月1日において減額改定対象職員であった者に同月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.22を乗じて得た額

(3) イに掲げる額からロに掲げる額を減じた額

イ 平成21年12月1日まで引き続いて在職した期間で平成21年4月1日から施行日の前日までのもの(以下「継続在職期間」という。)について、平成21年3月27日規程第19号附則第3項及び第4項の規定を適用しないで算定した場合の給料額

ロ 継続在職期間について支給された給料額

附 則(平成21年5月29日規程第2号)

この規程は、平成21年6月1日から施行する。

附 則(平成21年6月5日規程第3号)

この規程は、平成21年7月1日から施行する。

附 則(平成21年11月30日規程第7号)

この規程は、平成21年12月1日から施行する。

附 則(平成21年12月7日規程第8号)

この規程は、平成22年1月1日から施行する。

附 則(平成22年1月29日規程第11号)

この規程は、平成22年2月1日から施行する。

附 則(平成22年3月29日規程第16号)

[沿革] 平成22年11月29日規程第12号改正

(施行期日)

- 1 この規程は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 改正前の規程第11条第1項第2号に掲げる教職員に対しては、改正後の規程第11条の規定にかかわらず、平成24年3月31日までの間、なお従前の例により住居手当を支給する。この場合において、平成23年4月1日から平成24年3月31日までの間は、改正前の規程第11条第2項第2号中「7,200円」とあるのは、「3,600円」とする。
- 3 公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第2条第1項の規定に基づき派遣された職員(以下「派遣職員」という。)の給料月額を、平成22年4月1日から平成23年3月31日までの間(以下「特例期間」という。)において、規程第4条及び第5条(教職員育児休業及び介護休業に関する規程第13条、第23条、第28条及び第38条を含む。)の規定にかかわらず、この規定により定められる額から当該額に100分の3を乗じて得た額(その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)を減じた額とする。ただし、手当の額及び規定第27条に規定する勤務1時間当たりの給与額の算出の基礎となる給料月額は、これらの規定により定められた額とする。

- 4 派遣職員の期末手当及び勤勉手当の額は、特例期間に支給する場合において、給与規程第20条第2項及び第23条第2項の規定にかかわらず、この規定により支給することとされるそれぞれの額から当該額に平成22年6月に支給する場合においては100分の3（管理職手当受給職員にあっては、同年6月に支給する場合においては100分の7、同年12月に支給する場合においては100分の4）を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）をそれぞれ減じた額とする。

附 則（平成22年4月2日規程第1号）

この規程は、平成22年5月1日から施行する。

附 則（平成22年5月28日規程第5号）

この規程は、平成22年6月1日から施行し、平成22年4月1日から適用する。ただし、博士後期課程を除く大学院の授業科目を前期及び後期担当（前期または後期のみの授業（前期または後期分の授業数がある集中講義を含む）を複数担当した場合を含む）する教授、准教授、講師及び助教については、適用日から施行日の前日までの間、改正前の別表第4を適用する。

附 則（平成22年11月29日規程第12号）

この規程は、平成22年12月1日から施行する。ただし、第20条第2項及び第23条第2項の改正規定は、平成22年4月1日から適用する。

附則（平成23年3月30日規程第18号）

〔沿革〕平成23年7月15日規程第1号改正

（施行期日）

- 1 この規程は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第2条第1項の規定に基づき派遣された職員（以下「派遣職員」という。）の給料月額を、平成23年4月1日から平成24年3月31日まで（給与規程第19条第1項の規定により管理職手当を支給することとされる職員（以下「管理職手当受給職員」という。）以外の職員にあっては、平成23年8月1日から平成24年3月31日まで）の間（以下「特例期間」という。）において、給与規程第4条及び第5条（教職員育児休業及び介護休業に関する規程第13条、第23条、第28条及び第38条を含む。）の規定にかかわらず、これらの規定により定められる額から当該額に100分の3を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。ただし、次に掲げるものの算出の基礎となる給料月額は、給与規程第4条及び第5条の規定により定められる額とする。
 - (1) 手当の額（次号に掲げる給与額の算出の基礎となる地域手当の月額を含む。）
 - (2) 給与規程第27条に規定する勤務1時間当たりの給与額
- 3 派遣職員の期末手当及び勤勉手当の額は、特例期間に支給する場合において、給与規程第20条第2項及び第23条第2項の規定にかかわらず、これらの規定により支給することとされるそれぞれの額から当該額に100分の3（管理職手当受給職員にあっては、平成23年6月に支給する場合においては100分の3、同年12月に支給する場合においては100分の7）を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）をそれぞれ減じた額とする。
- 4 この規程の施行の前日から引き続き改正前の給与規程第28条第2項に規定する感染症による療養休暇により勤務しない職員については、改正後の給与規程第28条第2項の規定は、適用しない。
- 5 この規程の施行の前日から引き続き結核性疾患による療養休暇により勤務しない職員に対する改正後の給与規程第28条第2項の規定の適用については、同項中「90日」とあるのは、「1年」とする。

附 則（平成23年7月15日規程第1号）

この規程は、平成23年8月1日から施行する。

附 則（平成24年3月30日規程第18号）

（施行期日）

- 1 この規程は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第2条第1項の規定に基づき派遣された職員（以下「派遣職員」という。）の給料月額、平成24年4月1日から平成25年3月31日までの間（以下「特例期間」という。）において、第4条及び第5条（教職員育児休業及び介護休業に関する規程第13条、第23条を含む。以下同じ。）の規定にかかわらず、これらの規定により定められる額から当該額に100分の3を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。ただし、手当の額及び第27条に規定する勤務1時間当たりの給与額の算出の基礎となる給料月額は、第4条及び第5条の規定により定められた額とする。
- 3 派遣職員の期末手当及び勤勉手当の額は、特例期間に支給する場合において、第20条第2項及び第23条第2項の規定にかかわらず、これらの規定により支給することとされるそれぞれの額から当該額に100分の2.5（第19条第1項の規定により管理職手当を支給することとされる職員にあっては、100分の7）を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）をそれぞれ減じた額とする。

附 則（平成24年5月28日規程第1号）

（施行期日）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年3月31日規程第10号）

- 1 この規程は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 教職員の給料月額は、平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間（以下「特例期間」という。）において、第4条及び第5条（育児介護休業規程第13条、第23条を含む。以下同じ。）の規定にかかわらず、これらの規定により定められる額から当該額に100分の3を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。ただし、手当の額及び第28条に規定する勤務1時間当たりの給与額の算出の基礎となる給料月額は、第4条及び第5条の規定により定められた額とする。
- 3 教職員の給料の調整額は、特例期間において、給与規程第6条の規定にかかわらず同条の規定により定められている額から当該額に100分の3を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。ただし、手当の額及び第28条に規定する勤務1時間当たりの給与額の算出の基礎となる給料の調整額は第6条の規定により定められる額とする。
- 4 教職員の期末手当及び勤勉手当の額は、特例期間に支給する場合において、第20条第2項及び第23条第2項の規定にかかわらず、これらの規定により支給することとされるそれぞれの額から当該額に100分の1.5（第19条第1項の規定により管理職手当を支給することとされる職員にあっては、100分の7）を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）をそれぞれ減じた額とする。

（施行期日）

附 則（平成26年3月26日規程第4号）

- 1 この規程は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 第19条第1項の規定により管理職手当を支給することとされる教職員（以下「管理職手当受給教職員」という。）の給料月額は、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間（以下「特例期間」という。）において、第4条及び第5条（育児介護休業規程第13条、第23条を含む。以下同じ。）の規定にかかわらず、これらの規定により定められる額（給与規程附則第8項の規定により給与が減ぜられて支給される管理職手当受給教職員にあっては、同項第1号に定める額に相当する額を減じた額）から当該額に100分の3を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。ただし、手当の額及び第27

条に規定する勤務1時間当たりの給与額の算出の基礎となる給料月額は、第4条及び第5条の規定により定められた額とする。

- 3 管理職手当受給教職員の給料の調整額は、特例期間において、給与規程第6条の規定にかかわらず同条の規定により定められている額から当該額に100分の3を乗じて得た額(その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)を減じた額とする。ただし、手当の額及び第28条に規定する勤務1時間当たりの給与額の算出の基礎となる給料の調整額は第6条の規定により定められる額とする。

附 則 (平成26年12月24日規程第11号)

この規程は、公布の日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

附 則 (平成27年3月30日規程第18号)

- 1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 第19条第1項の規定により管理職手当を支給することとされる教職員の管理職手当の月額は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間において、同条第2項の規定にかかわらず、管理職手当規程により定められる額から当該額に100分の10を乗じて得た額(その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)を減じた額とする。ただし、手当の額の給与額の算出の基礎となる管理職手当の月額は、同項の規定により管理職手当規程で定められた額とする。

附 則 (平成28年3月24日規程第9号)

この規程は、公布の日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則 (平成28年3月24日規程第12号)

- 1 この規程は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 第19条第1項の規定により管理職手当を支給することとされる教職員の管理職手当の月額は、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間において、同条第2項の規定にかかわらず、管理職手当規程により定められる額から当該額に100分の5を乗じて得た額(その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)を減じた額とする。ただし、手当の額の給与額の算出の基礎となる管理職手当の月額は、同項の規定により管理職手当規程で定められた額とする。

附 則 (平成28年12月26日規程第7号)

この規程は、公布の日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則 (平成29年3月22日規程第10号)

〔沿革〕平成30年3月26日規程第7号改正

(施行期日)

- 1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。
(平成32年3月31日までの間における扶養手当に関する特例)
- 2 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間は、第9条第1項ただし書の規定は適用せず、同条第3項の規定の適用については、同項中「扶養親族たる配偶者、父母等については1人につき6,500円(教育職給料表の適用を受ける教職員でその職務の級が5級であるもの、一般職給料表の適用を受ける教職員でその職務の級が8級であるもの及び保健職給料表の適用を受ける教職員でその職務の級が7級であるもの)にあっては、3,500円)、前項第2号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。)については1人につき10,000円」とあるのは、「前項第1号に該当する扶養親族については11,800円、同項第2号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。)については1人につき8,000円(教職員に配偶者が不在の場合にあっては、そのうち1人については10,000円)、同項第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき6,500円(教職員に配偶者及び扶養親族たる子が不在の場合にあっては、そのうち1人については9,000円)」とする。

3 平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間は、第9条第1項ただし書の規定は適用せず、同条第3項の規定の適用については、同項中「扶養親族たる配偶者、父母等については1人につき6,500円（教育職給料表の適用を受ける教職員でその職務の級が5級であるもの、一般職給料表の適用を受ける教職員でその職務の級が8級であるもの及び保健職給料表の適用を受ける教職員でその職務の級が7級であるものにあつては、3,500円）、前項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき10,000円」とあるのは、「前項第1号に該当する扶養親族については9,200円、同項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき9,000円（教職員に配偶者がいない場合にあつては、そのうち1人については10,000円）、同項第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき6,500円（教職員に配偶者及び扶養親族たる子がない場合にあつては、そのうち1人については8,000円）」とする。

4 平成31年4月1日から平成32年3月31日までの間は、第9条第1項ただし書の規定は適用せず、同条第3項の規定の適用については、同項中「扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族」と、「5級」とあるのは「5級以上」と、「8級」とあるのは「8級以上」と、「前項第2号」とあるのは「同項第2号」とする。

（平成31年3月31日までの間における管理職手当の月額の特例）

5 第19条第1項の規定により管理職手当を支給することとされる教職員の管理職手当の月額は、平成29年4月1日から平成31年3月31日までの間において、同条第2項の規定にかかわらず、管理職手当規程により定められる額から当該額に100分の5を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。ただし、手当の額の給与額の算出の基礎となる管理職手当の月額は、同項の規定により管理職手当規程で定められた額とする。

附 則（平成29年12月27日規程第3号）

この規程は、公布の日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則（平成30年3月26日規程第7号）

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成30年9月7日規程第5号）

この規程は、公布の日から施行し、平成30年10月1日から適用する。

附 則（平成31年1月 日規程第 号）

この規程は、公布の日から施行し、平成30年4月1日から適用する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

1 第5条第6項の規定 平成32年4月1日

2 第20条の規定 平成31年4月1日

3 第23条の規定 平成30年6月1日

附 則（令和2年2月17日規程第17号）

この規程は、公布の日から施行し、平成31年4月1日から適用する。ただし、第23条の規定は、令和元年6月1日から適用する。

附 則（令和2年2月17日規程第20号）

1 この規程は、令和2年4月1日から施行する。

2 令和2年3月31日において、改正前の第11条の規定により支給されていた住居手当の月額が2,000円を超える教職員であつて、令和2年4月1日以後においても引き続き当該住居手当に係る住宅（貸間を含む。）を借り受け、家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っているもののうち、次の各号のいずれかに該当するものに対しては、令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間、改正後の第11条第2項の規定に

かわらず、当該住居手当の月額に相当する額（当該住居手当に係る家賃の月額に変更があった場合には、当該相当する額を超えない額。以下「旧手当額」という。）から2,000円を控除した額の住居手当を支給する。

(1) 改正後の第11条第1項の教職員に該当しないこととなる教職員

(2) 旧手当額から改正後の第11条第2項の規定により算出される住居手当の月額に相当する額を減じた額が2,000円を超えることとなる教職員

附 則（令和2年12月1日規程第5号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（令和3年3月8日規程第11号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（令和3年11月30日規程第10号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（令和4年3月8日規程第13号）

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和5年2月27日規程第5号）

この規程は、公布の日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

附 則（令和5年9月22日規程第7号）

この規程は、令和5年10月1日から施行する。

附 則（令和6年2月28日規程第13号）

この規程は、公布の日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

附 則（令和7年2月27日規程第5号）

この規程は、公布の日から施行し、令和6年4月1日から適用する。ただし、第20条第2項及び第3項並びに第23条第2項の規定は、同年6月1日から適用する。

附 則（令和7年3月28日規程第16号）

（施行期日）

1 この規程は、令和7年4月1日から施行する。

（号給の切替え）

2 令和7年4月1日（以下「切替日」という。）の前日において別表第1から別表第3までの給料表の適用を受けていた教職員であって同日においてその者が属していた職務の級が附則別表に掲げられている職務の級であったものの切替日における号給（次項及び同表において「新号給」という。）は、切替日の前日においてその者が属していた職務の級及び同日においてその者が受けていた号給（同表において「旧号給」という。）に応じて同表に定める号給とする。

（切替日前の異動者の号給の調整）

3 切替日前に職務の級を異にする異動をした教職員及び理事長の定めるこれに準ずるものをした教職員の新号給については、その者が切替日において当該異動又は当該準ずるものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、理事長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（令和8年3月31日までの間における扶養手当に関する経過措置）

4 切替日から令和8年3月31日までの間における改正後の第9条の規定の適用については、同条第1項ただし書中「対しては」とあるのは「対しては、支給せず、次項第6号に該当する扶養親族に係る扶養手当は、教育職給料表の適用を受ける教職員でその職務の級が5級以上であるもの、一般職給料表の適用を受ける教職員でその職務の級が8級以上であるもの及び保健職給料表の適用を受ける教職員でその職務の級が7級以上であるものに

対しては」と、同条第2項中「(5) 身体又は精神に著しい障害がある者で、終身労務に服することができない程度の者」とあるのは

「(5) 身体又は精神に著しい障害がある者で、終身労務に服することができない程度の者

(6) 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)」

と、同条第3項中「13,000円」とあるのは「11,500円」と、「とする」とあるのは「、前項第6号に該当する扶養親族については3,000円とする」とする。

附則別表 号給の切替表(附則第2項関係)

イ 教育職給料表の適用を受ける教職員

旧号給	新 号 給			
	3級	4級	5級	6級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	1	1	1	1
7	1	1	1	1
8	1	1	1	1
9	1	1	1	1
10	1	1	1	2
11	1	1	1	2
12	1	1	1	2
13	1	1	1	2
14	2	1	1	3
15	3	1	1	3
16	4	1	1	3
17	5	1	1	3
18	6	2	1	3
19	7	3	1	4
20	8	4	1	4
21	9	5	1	4
22	10	6	1	
23	11	7	1	
24	12	8	1	
25	13	9	2	
26	14	10	2	
27	15	11	2	
28	16	12	2	
29	17	13	3	

30	18	14	3	
31	19	15	3	
32	20	16	3	
33	21	17	4	
34	22	18	4	
35	23	19	4	
36	24	20	4	
37	25	21	5	
38	26	22	5	
39	27	23	5	
40	28	24	5	
41	29	25	6	
42	30	26	6	
43	31	27	6	
44	32	28	6	
45	33	29	7	
46	34	30	7	
47	35	31	7	
48	36	32	7	
49	37	33	8	
50	38	34	8	
51	39	35	8	
52	40	36	8	
53	41	37	9	
54	42	38	9	
55	43	39	9	
56	44	40	9	
57	45	41	10	
58	46	42	10	
59	47	43	10	
60	48	44	10	
61	49	45	11	
62	50	46	11	
63	51	47	11	
64	52	48	11	
65	53	49	11	
66	54	50	12	
67	55	51	12	
68	56	52	12	

69	57	53	12	
70	58	54	12	
71	59	55	13	
72	60	56	13	
73	61	57	13	
74	62	58	13	
75	63	59	13	
76	64	60	14	
77	65	61	14	
78	66	62	14	
79	67	63	14	
80	68	64	14	
81	69	65	15	
82	70	66	15	
83	71	67	15	
84	72	68	15	
85	73	69	16	
86	74	70	16	
87	75	71	16	
88	76	72	16	
89	77	73	17	
90	78	74	17	
91	79	75	17	
92	80	76	17	
93	81	77		
94	82	78		
95	83	79		
96	84	80		
97	85	81		
98	86	82		
99	87	83		
100	88	84		
101	89	85		
102	90			
103	91			
104	92			
105	93			
106	94			
107	95			

108	96			
109	97			
110	98			
111	99			
112	100			
113	101			
114	102			
115	103			
116	104			
117	105			

ロ 一般職給料表の適用を受ける教職員

旧号給	新 号 給							
	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
1	1	1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1	1	1
6	2	1	1	1	1	1	1	1
7	3	1	1	1	1	1	1	1
8	4	1	1	1	1	1	1	1
9	5	1	1	1	1	1	1	1
10	6	2	2	1	1	1	1	2
11	7	3	3	1	1	1	1	2
12	8	4	4	1	1	1	1	2
13	9	5	5	1	1	1	1	2
14	10	6	6	2	1	1	1	3
15	11	7	7	3	1	1	1	3
16	12	8	8	4	1	1	1	3
17	13	9	9	5	1	1	1	3
18	14	10	10	6	2	1	2	3
19	15	11	11	7	3	1	2	4
20	16	12	12	8	4	1	2	4
21	17	13	13	9	5	1	2	4
22	18	14	14	10	6	1	2	
23	19	15	15	11	7	1	3	
24	20	16	16	12	8	2	3	
25	21	17	17	13	9	2	3	

26	22	18	18	14	10	2	3	
27	23	19	19	15	11	2	4	
28	24	20	20	16	12	3	4	
29	25	21	21	17	13	3	4	
30	26	22	22	18	14	3	4	
31	27	23	23	19	15	3	5	
32	28	24	24	20	16	3	5	
33	29	25	25	21	17	3	5	
34	30	26	26	22	18	4	5	
35	31	27	27	23	19	4	6	
36	32	28	28	24	20	4	6	
37	33	29	29	25	21	4	6	
38	34	30	30	26	22	4	6	
39	35	31	31	27	23	4	6	
40	36	32	32	28	24	4	7	
41	37	33	33	29	25	4	7	
42	38	34	34	30	26	5		
43	39	35	35	31	27	5		
44	40	36	36	32	28	5		
45	41	37	37	33	29	5		
46	42	38	38	34	30	5		
47	43	39	39	35	31	5		
48	44	40	40	36	32	5		
49	45	41	41	37	33	5		
50	46	42	42	38	34	5		
51	47	43	43	39	35	5		
52	48	44	44	40	36	6		
53	49	45	45	41	37	6		
54	50	46	46	42	38			
55	51	47	47	43	39			
56	52	48	48	44	40			
57	53	49	49	45	41			
58	54	50	50	46	42			
59	55	51	51	47	43			
60	56	52	52	48	44			
61	57	53	53	49	45			
62	58	54	54	50	46			
63	59	55	55	51	47			
64	60	56	56	52	48			

65	61	57	57	53	49			
66	62	58	58	54				
67	63	59	59	55				
68	64	60	60	56				
69	65	61	61	57				
70	66	62	62	58				
71	67	63	63	59				
72	68	64	64	60				
73	69	65	65	61				
74	70	66	66	62				
75	71	67	67	63				
76	72	68	68	64				
77	73	69	69	65				
78	74	70	70	66				
79	75	71	71	67				
80	76	72	72	68				
81	77	73	73	69				
82	78	74	74	70				
83	79	75	75	71				
84	80	76	76	72				
85	81	77	77	73				
86	82	78	78					
87	83	79	79					
88	84	80	80					
89	85	81	81					
90	86	82	82					
91	87	83	83					
92	88	84	84					
93	89	85	85					
94	90	86						
95	91	87						
96	92	88						
97	93	89						
98	94							
99	95							
100	96							
101	97							
102	98							
103	99							

104	100							
105	101							
106	102							
107	103							
108	104							
109	105							
110	106							
111	107							
112	108							
113	109							

ハ 保健職給料表の適用を受ける教職員

旧号給	新 号 給				
	3級	4級	5級	6級	7級
1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1
6	2	2	1	1	1
7	3	3	1	1	1
8	4	4	1	1	1
9	5	5	1	1	1
10	6	6	2	1	1
11	7	7	3	1	1
12	8	8	4	1	1
13	9	9	5	1	1
14	10	10	6	2	1
15	11	11	7	3	1
16	12	12	8	4	1
17	13	13	9	5	1
18	14	14	10	6	2
19	15	15	11	7	3
20	16	16	12	8	4
21	17	17	13	9	5
22	18	18	14	10	6
23	19	19	15	11	7
24	20	20	16	12	8
25	21	21	17	13	9

26	22	22	18	14	10
27	23	23	19	15	11
28	24	24	20	16	12
29	25	25	21	17	13
30	26	26	22	18	14
31	27	27	23	19	15
32	28	28	24	20	16
33	29	29	25	21	17
34	30	30	26	22	18
35	31	31	27	23	19
36	32	32	28	24	20
37	33	33	29	25	21
38	34	34	30	26	22
39	35	35	31	27	23
40	36	36	32	28	24
41	37	37	33	29	25
42	38	38	34	30	26
43	39	39	35	31	27
44	40	40	36	32	28
45	41	41	37	33	29
46	42	42	38	34	30
47	43	43	39	35	31
48	44	44	40	36	32
49	45	45	41	37	33
50	46	46	42	38	34
51	47	47	43	39	35
52	48	48	44	40	36
53	49	49	45	41	37
54	50	50	46	42	38
55	51	51	47	43	39
56	52	52	48	44	40
57	53	53	49	45	41
58	54	54	50	46	
59	55	55	51	47	
60	56	56	52	48	
61	57	57	53	49	
62	58	58	54	50	
63	59	59	55	51	
64	60	60	56	52	

65	61	61	57	53	
66	62	62	58	54	
67	63	63	59	55	
68	64	64	60	56	
69	65	65	61	57	
70	66	66	62	58	
71	67	67	63	59	
72	68	68	64	60	
73	69	69	65	61	
74	70	70	66	62	
75	71	71	67	63	
76	72	72	68	64	
77	73	73	69	65	
78	74	74	70	66	
79	75	75	71	67	
80	76	76	72	68	
81	77	77	73	69	
82	78	78	74	70	
83	79	79	75	71	
84	80	80	76	72	
85	81	81	77	73	
86	82	82	78	74	
87	83	83	79	75	
88	84	84	80	76	
89	85	85	81	77	
90	86	86	82	78	
91	87	87	83	79	
92	88	88	84	80	
93	89	89	85	81	
94	90	90		82	
95	91	91		83	
96	92	92		84	
97	93	93		85	
98	94	94			
99	95	95			
100	96	96			
101	97	97			
102	98	98			
103	99	99			

104	100	100			
105	101	101			
106	102	102			
107	103	103			
108	104	104			
109	105	105			
110	106	106			
111	107	107			
112	108	108			
113	109	109			
114	110				
115	111				
116	112				
117	113				
118	114				
119	115				
120	116				
121	117				
122	118				
123	119				
124	120				
125	121				

附 則（令和8年2月26日規程第8号）

（施行期日）

- 1 この規程は、公布の日から施行し、令和7年4月1日から適用する。ただし、第20条から第23条までの規定は、同年6月1日から適用する。

（令和8年3月31日までの間における自動車等使用者の通勤手当額）

- 2 令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間における改正後の第13条第2項第2号の規定の適用については、同号中「67,100円」とあるのは、「40,300円」とする。

別表第1 教育職給料表（第4条関係）

職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級
	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円	円
1	236,400	282,200	362,600	417,900	491,600	594,300
2	239,000	284,500	364,200	419,500	500,000	601,400
3	241,500	286,600	365,900	420,800	508,700	607,400

4	243,900	288,600	367,400	422,100	517,300	612,400
5	246,400	290,400	368,900	423,300	525,700	616,400
6	248,900	292,000	370,600	424,300	533,600	619,300
7	251,400	293,500	372,200	425,300	541,200	621,600
8	254,000	295,000	373,800	426,300	548,600	623,600
9	256,400	296,900	375,200	427,200	555,400	
10	258,300	298,800	377,200	428,200	560,700	
11	260,100	300,700	379,300	429,300	565,400	
12	262,000	302,600	381,200	430,500	569,800	
13	263,800	304,700	383,100	431,500	573,000	
14	265,300	306,700	384,700	432,600	575,800	
15	267,000	308,700	386,300	433,600	578,600	
16	268,500	310,800	387,800	434,700	581,100	
17	270,100	312,700	389,100	435,700	583,100	
18	271,500	315,300	390,600	436,800		
19	272,800	318,100	391,900	437,900		
20	274,200	320,700	393,200	439,100		
21	275,600	323,400	394,500	440,100		
22	276,900	325,800	395,800	441,200		
23	278,300	328,300	397,000	442,300		
24	279,700	330,600	398,100	443,500		
25	281,200	332,800	399,200	444,400		
26	282,800	334,900	400,600	445,500		
27	284,500	336,900	401,900	446,500		
28	286,100	338,900	403,200	447,600		
29	287,700	341,000	404,500	448,500		
30	289,400	342,900	405,800	449,600		
31	291,100	344,900	407,100	450,600		
32	293,000	346,800	408,400	451,800		
33	294,800	348,700	409,600	452,800		
34	296,100	350,600	410,800	454,000		
35	297,300	352,600	412,000	455,100		
36	298,400	354,500	413,200	456,400		
37	299,400	356,200	414,200	457,100		
38	300,500	357,500	415,400	458,000		
39	301,500	358,600	416,500	458,900		
40	302,500	359,600	417,600	459,700		
41	303,400	360,100	418,700	460,600		
42	304,600	360,500	419,900	461,500		
43	305,700	361,000	421,000	462,300		
44	306,600	361,300	422,200	463,000		

45	307, 500	361, 800	423, 100	463, 700
46	308, 500	362, 300	424, 100	464, 700
47	309, 500	362, 800	425, 100	465, 600
48	310, 400	363, 100	426, 100	466, 500
49	311, 300	363, 400	427, 300	467, 400
50	311, 700	363, 700	428, 600	468, 300
51	312, 100	364, 000	430, 100	469, 400
52	312, 500	364, 300	431, 400	470, 300
53	312, 900	364, 700	432, 200	471, 300
54	313, 400	365, 100	433, 200	472, 300
55	313, 700	365, 500	434, 300	473, 300
56	314, 000	365, 800	435, 400	474, 300
57	314, 400	366, 100	436, 300	475, 200
58	314, 800	366, 500	437, 000	476, 100
59	315, 300	366, 800	437, 800	477, 000
60	315, 600	367, 200	438, 600	478, 100
61	315, 900	367, 500	439, 300	478, 900
62	316, 200	367, 800	440, 100	479, 300
63	316, 500	368, 200	440, 900	479, 900
64	316, 900	368, 500	441, 500	480, 500
65	317, 300	368, 800	442, 100	481, 200
66	317, 700	369, 200	442, 600	482, 000
67	318, 100	369, 600	443, 100	482, 300
68	318, 400	370, 000	443, 500	482, 900
69	318, 800	370, 400	443, 800	483, 300
70	319, 100	370, 700	444, 100	483, 700
71	319, 500	371, 100	444, 400	484, 000
72	319, 900	371, 500	444, 800	484, 300
73	320, 200	371, 800	445, 100	484, 600
74	320, 500	372, 200	445, 400	484, 900
75	320, 900	372, 600	445, 800	485, 200
76	321, 200	373, 000	446, 200	485, 500
77	321, 500	373, 300	446, 500	485, 800
78	321, 900	373, 800	446, 800	486, 300
79	322, 300	374, 200	447, 300	486, 600
80	322, 600	374, 700	447, 600	486, 900
81	322, 900	375, 200	447, 900	487, 200
82	323, 200	375, 800	448, 300	487, 600
83	323, 500	376, 500	448, 600	487, 900
84	323, 900	377, 100	448, 900	488, 200
85	324, 200	377, 700	449, 200	488, 500

86	324,600	378,400	449,500			
87	325,000	379,000	449,700			
88	325,400	379,600	450,000			
89	325,700	380,100	450,300			
90	326,000	380,500	450,600			
91	326,400	380,800	450,800			
92	326,800	381,200	451,100			
93	327,200	381,600	451,500			
94	327,600	382,000	451,800			
95	328,000	382,500	452,100			
96	328,400	382,900	452,400			
97	328,800	383,500	452,700			
98	329,300	384,000	453,000			
99	329,800	384,400	453,300			
100	330,500	384,900	453,600			
101	330,800	385,300	453,900			
102	331,100	385,800	454,200			
103	331,300	386,100	454,500			
104	331,600	386,400	454,800			
105	331,900	387,000	455,000			
106	332,200	387,400				
107	332,500	387,900				
108	332,700	388,400				
109	333,000	388,800				
110	333,300	389,300				
111	333,600	389,700				
112	334,000	390,100				
113	334,300	390,500				
114	334,600	391,000				
115	335,000	391,400				
116	335,300	391,800				
117	335,500	392,200				
118	335,800	392,600				
119	336,200	393,000				
120	336,600	393,400				
121	336,800	393,700				
122	337,100	394,100				
123	337,400	394,500				
124	337,800	394,800				
125	338,000	395,300				
126	338,200	395,800				

127	338,500	396,300				
128	338,800	396,700				
129	339,000	397,100				
130	339,400	397,600				
131	339,800	398,100				
132	340,000	398,600				
133	340,200	399,100				
134	340,500	399,700				
135	340,800	400,200				
136	341,000	400,700				
137	341,200	401,200				
138	341,400	401,700				
139	341,600	402,200				
140	341,900	402,700				
141	342,300	403,200				
142	342,600					
143	342,900					
144	343,200					
145	343,700					
146	344,000					
147	344,200					
148	344,500					
149	344,800					
150	345,100					
151	345,400					
152	345,600					
153	345,900					
154	346,200					
155	346,500					
156	346,800					
157	347,000					

備考 この給料表は大学に勤務する教授、准教授、講師、助教及び助手に適用する。

別表第2 一般職給料表 (第4条関係)

職務 の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
	給料月額									
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
1	200,400	247,700	282,800	317,100	340,500	375,500	430,700	483,100	537,700	580,500
2	201,600	249,100	283,900	318,700	342,300	377,200	432,600	488,500	544,600	587,700

3	202,800	250,500	284,900	320,100	344,200	378,900	434,600	493,500	549,800	593,700
4	203,900	251,900	285,900	321,500	345,900	380,500	436,400	498,200	554,100	598,700
5	205,000	253,400	286,900	323,000	347,600	382,100	438,200	502,300	557,600	602,800
6	206,800	254,800	288,000	324,100	349,400	384,000	440,100	505,800	560,900	605,700
7	208,400	256,200	288,900	325,100	351,100	385,500	441,900	508,800	563,900	608,200
8	210,100	257,700	289,900	326,400	352,800	387,200	443,800	511,300	566,400	610,100
9	211,600	259,100	290,900	327,600	354,400	388,500	445,400	513,400	568,500	
10	213,300	260,300	292,000	329,200	356,100	390,100	446,900			
11	215,000	261,700	293,000	330,900	357,900	391,800	448,500			
12	216,600	263,000	294,000	332,500	359,500	393,300	450,000			
13	218,200	264,200	295,000	333,900	361,100	395,300	451,600			
14	219,900	265,400	296,400	335,600	362,700	397,200	452,900			
15	221,600	266,700	297,700	337,200	364,300	399,100	454,200			
16	223,400	267,900	298,900	338,800	365,900	401,000	455,400			
17	224,600	269,000	300,100	340,300	367,300	402,500	456,700			
18	226,200	270,200	301,500	342,000	369,000	404,400	458,000			
19	227,900	271,300	302,700	343,700	370,700	406,100	459,300			
20	229,400	272,400	303,900	345,300	372,300	407,700	460,600			
21	230,900	273,300	305,000	346,700	373,400	409,500	461,800			
22	232,600	274,400	306,200	348,500	375,000	410,900	462,600			
23	234,200	275,400	307,400	350,200	376,500	412,300	463,400			
24	235,900	276,400	308,700	351,800	378,100	413,800	464,200			
25	237,500	277,400	310,100	353,100	379,800	415,200	464,900			
26	239,200	278,300	311,100	355,000	381,600	416,400	465,500			
27	240,600	279,200	312,100	356,800	383,300	417,700	466,100			
28	241,900	280,100	313,100	358,400	385,000	418,700	466,700			
29	243,200	280,900	314,300	359,900	386,400	419,800	467,400			
30	244,400	281,700	315,500	361,600	387,800	421,000	468,200			
31	245,500	282,500	316,600	363,200	389,000	422,200	468,600			
32	246,600	283,300	317,900	364,800	390,400	423,300	469,400			
33	247,700	284,000	319,000	366,600	391,600	424,000	469,900			
34	248,700	284,800	320,300	368,400	392,500	424,700	470,300			
35	249,600	285,600	321,600	370,300	393,500	425,300	470,700			
36	250,600	286,200	323,000	372,100	394,500	426,100	471,100			
37	251,600	286,900	324,200	373,700	395,400	426,700	471,500			
38	252,500	287,800	325,500	375,100	396,300	427,300	471,800			
39	253,500	288,500	326,900	376,500	397,200	427,800	472,100			
40	254,300	289,200	328,200	378,000	398,000	428,200	472,400			
41	255,100	289,900	329,500	379,500	398,800	428,600	472,700			
42	255,800	290,600	330,800	380,300	399,700	428,800	473,100			
43	256,400	291,300	332,100	381,200	400,500	429,100	473,400			

44	257, 100	292, 100	333, 200	382, 200	401, 200	429, 400	473, 700
45	257, 800	292, 800	334, 100	383, 200	401, 900	429, 700	474, 000
46	258, 400	293, 400	335, 500	384, 300	402, 600	430, 100	474, 300
47	259, 000	294, 100	336, 800	385, 200	403, 300	430, 400	474, 600
48	259, 600	294, 700	338, 100	386, 200	404, 100	430, 700	474, 900
49	260, 100	295, 400	339, 300	387, 200	404, 600	430, 900	475, 200
50	260, 700	296, 100	340, 600	387, 900	405, 200	431, 200	
51	261, 400	296, 800	341, 800	388, 600	405, 800	431, 400	
52	261, 900	297, 500	343, 000	389, 200	406, 500	431, 700	
53	262, 300	298, 000	344, 400	389, 600	406, 900	431, 900	
54	262, 700	298, 600	345, 400	390, 200	407, 500	432, 200	
55	263, 000	299, 200	346, 500	390, 800	408, 100	432, 500	
56	263, 300	299, 900	347, 600	391, 600	408, 700	432, 800	
57	263, 600	300, 600	348, 400	391, 900	409, 100	433, 000	
58	263, 900	301, 200	349, 300	392, 600	409, 700	433, 300	
59	264, 200	301, 800	350, 000	393, 300	410, 300	433, 600	
60	264, 500	302, 500	350, 800	393, 900	410, 800	433, 800	
61	264, 800	303, 100	351, 600	394, 200	411, 200	434, 000	
62	265, 100	303, 700	352, 100	394, 700	411, 700	434, 400	
63	265, 400	304, 200	352, 600	395, 400	412, 200	434, 700	
64	265, 800	304, 800	353, 300	396, 000	412, 900	434, 900	
65	266, 100	305, 300	354, 100	396, 300	413, 200	435, 100	
66	266, 400	305, 900	354, 800	396, 900	413, 600	435, 400	
67	266, 700	306, 400	355, 500	397, 600	413, 900	435, 700	
68	267, 000	307, 000	356, 100	398, 200	414, 300	435, 900	
69	267, 300	307, 400	356, 700	398, 600	414, 600	436, 100	
70	267, 600	307, 900	357, 300	399, 100	414, 900	436, 400	
71	267, 900	308, 400	357, 800	399, 800	415, 200	436, 700	
72	268, 200	309, 100	358, 400	400, 300	415, 400	436, 900	
73	268, 500	309, 600	358, 700	400, 800	415, 600	437, 100	
74	268, 800	310, 000	359, 200	401, 400	415, 900		
75	269, 100	310, 300	359, 500	401, 800	416, 200		
76	269, 400	310, 600	359, 900	402, 100	416, 400		
77	269, 700	310, 800	360, 300	402, 500	416, 600		
78	270, 100	311, 100	360, 900	403, 000	417, 000		
79	270, 400	311, 300	361, 400	403, 400	417, 300		
80	270, 700	311, 600	361, 900	403, 800	417, 500		
81	271, 000	311, 800	362, 200	404, 300	417, 700		
82	271, 300	312, 000	362, 600	404, 800	418, 000		
83	271, 600	312, 300	363, 000	405, 200	418, 300		
84	271, 900	312, 500	363, 400	405, 600	418, 500		

85	272, 200	312, 800	363, 700	405, 900	418, 700					
86	272, 500	313, 000	364, 100	406, 400						
87	272, 800	313, 400	364, 500	406, 800						
88	273, 100	313, 700	364, 900	407, 200						
89	273, 400	314, 000	365, 200	407, 500						
90	273, 700	314, 300	365, 600							
91	274, 000	314, 600	366, 000							
92	274, 400	314, 900	366, 400							
93	274, 700	315, 100	366, 600							
94		315, 300	366, 900							
95		315, 600	367, 300							
96		316, 000	367, 600							
97		316, 200	367, 900							
98		316, 500	368, 300							
99		316, 800	368, 700							
100		317, 200	369, 100							
101		317, 400	369, 700							
102		317, 800	370, 100							
103		318, 100	370, 500							
104		318, 400	370, 900							
105		318, 600	371, 400							
106		318, 900	371, 800							
107		319, 200	372, 100							
108		319, 500	372, 400							
109		319, 700	372, 800							
110		320, 000								
111		320, 400								
112		320, 700								
113		320, 900								
114		321, 100								
115		321, 400								
116		321, 900								
117		322, 100								
118		322, 300								
119		322, 600								
120		322, 900								
121		323, 200								
122		323, 400								
123		323, 700								
124		324, 000								
125		324, 300								

再任用	205,000	233,200	275,900	297,000	312,900	339,800	383,700	418,900	473,400	557,000
-----	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------

備考 この表は、教育職給料表、保健職給料表の適用を受けない職員に適用する。

別表第3 保健職給料表（第4条関係）

職務の 級号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	給料月額						
	円	円	円	円	円	円	円
1	227,000	260,700	300,900	314,600	338,600	382,200	438,700
2	228,900	262,900	301,400	315,100	339,700	384,000	440,900
3	230,700	265,100	301,900	315,600	340,700	385,700	443,200
4	232,500	267,400	302,400	316,100	341,600	387,500	445,300
5	234,200	269,600	302,800	316,600	342,600	389,300	447,300
6	236,200	270,700	303,300	317,100	343,900	391,400	449,200
7	238,000	271,500	303,800	317,800	345,100	393,400	451,000
8	239,800	272,400	304,200	318,200	346,300	395,500	453,000
9	241,500	273,200	304,700	318,700	347,200	397,200	454,700
10	243,400	274,400	305,200	319,200	348,500	399,300	456,400
11	245,400	275,500	305,700	319,800	349,600	401,500	458,200
12	247,300	276,400	306,200	320,300	350,700	403,500	459,800
13	249,200	277,200	306,600	320,700	351,700	405,500	461,200
14	251,200	277,900	307,100	321,300	352,900	407,100	462,500
15	253,300	278,700	307,500	322,100	354,000	409,000	464,100
16	255,300	279,500	308,000	322,700	355,100	410,800	465,800
17	257,400	280,600	308,500	323,300	356,200	412,600	467,500
18	259,400	281,500	309,000	324,200	357,400	414,300	469,200
19	261,600	282,400	309,500	325,000	358,500	416,300	470,700
20	263,600	283,400	309,900	325,900	359,600	418,100	472,100
21	265,500	284,400	310,400	326,800	360,800	419,800	473,300
22	266,800	285,400	310,800	327,700	362,000	421,600	474,600
23	267,900	286,300	311,300	328,600	363,100	423,400	475,900
24	269,000	287,400	311,700	329,400	364,200	425,200	477,500
25	270,200	288,200	312,200	330,200	365,300	426,900	478,500
26	271,000	289,100	312,800	331,100	366,600	428,600	479,100
27	271,900	290,000	313,600	332,000	367,900	430,500	479,800
28	272,700	290,900	314,300	332,900	369,200	432,300	480,400
29	273,500	292,000	315,000	333,600	370,500	433,800	481,300
30	274,200	292,700	315,700	334,700	372,000	435,400	482,100
31	275,000	293,400	316,400	335,900	373,500	436,900	482,900
32	275,700	294,100	317,200	336,900	375,100	438,200	483,700

33	276,500	294,700	318,000	338,000	376,300	439,500	484,400
34	277,100	295,300	318,800	339,000	377,800	440,600	485,100
35	277,700	295,800	319,500	340,200	379,300	441,800	485,800
36	278,200	296,300	320,200	341,300	380,700	443,100	486,700
37	278,900	296,700	320,900	342,400	382,100	444,400	487,500
38	279,600	297,300	321,700	343,600	383,200	445,500	488,300
39	280,300	297,800	322,600	344,700	384,600	446,700	489,000
40	281,000	298,200	323,400	345,800	385,900	448,000	489,700
41	281,700	298,600	324,000	346,600	387,300	449,200	490,600
42	282,300	299,100	324,900	347,800	388,700	450,200	
43	283,100	299,500	325,900	348,900	390,000	451,300	
44	283,700	300,000	326,900	349,900	391,400	452,500	
45	284,500	300,600	327,700	350,800	392,900	453,500	
46	285,200	301,000	328,700	351,700	394,100	454,000	
47	285,900	301,500	329,700	352,800	395,300	454,500	
48	286,500	301,900	330,700	353,800	396,500	454,900	
49	287,000	302,400	331,600	355,000	397,600	455,500	
50	287,600	302,800	332,500	356,300	398,500	456,100	
51	288,000	303,300	333,500	357,600	399,600	456,500	
52	288,400	303,800	334,500	358,800	400,500	457,000	
53	288,700	304,200	335,400	359,700	401,100	457,500	
54	289,200	304,700	336,300	361,000	401,900	457,900	
55	289,600	305,200	337,300	362,100	402,700	458,200	
56	290,000	305,600	338,200	363,400	403,500	458,500	
57	290,400	306,100	339,200	364,400	404,300	458,900	
58	290,800	306,800	340,100	365,400	405,000	459,300	
59	291,100	307,500	341,100	366,500	405,700	459,600	
60	291,400	308,200	342,000	367,700	406,300	459,900	
61	291,900	309,000	342,900	368,800	406,900	460,400	
62	292,300	309,900	344,100	370,100	407,500	460,800	
63	292,700	310,800	345,300	371,300	408,300	461,100	
64	293,000	311,500	346,500	372,300	408,900	461,400	
65	293,300	312,200	347,200	373,300	409,600	461,800	
66	293,700	313,100	348,400	374,400	410,100	462,200	
67	294,100	314,000	349,500	375,500	410,700	462,500	
68	294,400	314,800	350,400	376,600	411,200	462,800	
69	294,800	315,500	351,500	377,400	411,600	463,200	
70	295,300	316,400	352,300	378,600	412,200	463,600	
71	295,700	317,300	353,400	379,700	412,700	463,900	
72	296,100	318,200	354,500	380,700	413,000	464,200	
73	296,500	319,100	355,600	381,400	413,300	464,700	

74	297,000	319,900	356,900	382,200	413,800	465,100
75	297,500	320,800	358,000	383,100	414,200	465,400
76	298,000	321,700	359,100	383,800	414,500	465,700
77	298,500	322,600	360,200	384,400	414,800	466,100
78	299,000	323,500	361,400	384,900	415,300	466,500
79	299,600	324,500	362,400	385,400	415,800	466,800
80	300,000	325,400	363,500	385,900	416,200	467,100
81	300,600	325,900	364,400	386,500	416,500	467,500
82	301,000	326,800	365,500	387,100	417,000	467,900
83	301,500	327,700	366,400	387,600	417,500	468,200
84	302,000	328,500	367,400	388,100	417,900	468,500
85	302,400	329,300	368,300	388,500	418,300	469,000
86	302,800	330,200	369,100	388,900		
87	303,300	331,300	370,000	389,500		
88	303,800	332,300	370,800	390,000		
89	304,200	333,200	371,400	390,300		
90	304,800	334,200	372,000	390,800		
91	305,300	335,300	372,600	391,200		
92	305,800	336,300	373,200	391,500		
93	306,300	337,100	373,700	392,100		
94	306,700	337,800	374,100	392,600		
95	307,200	338,500	374,600	393,100		
96	307,800	339,200	375,000	393,600		
97	308,400	339,700	375,500	394,200		
98	309,000	340,000	375,900	394,700		
99	309,500	340,500	376,400	395,300		
100	310,000	341,100	376,800	395,700		
101	310,400	341,500	377,100	396,300		
102	310,900	342,000	377,600	396,800		
103	311,300	342,600	378,000	397,300		
104	311,700	343,100	378,300	397,800		
105	312,100	343,600	378,700	398,400		
106	312,500	344,100	379,200	398,800		
107	312,900	344,600	379,700	399,300		
108	313,300	345,100	380,200	399,900		
109	313,500	345,500	380,700	400,500		
110	313,800	345,800	381,200			
111	314,000	346,100	381,700			
112	314,300	346,400	382,100			
113	314,600	346,700	382,600			
114	314,800	347,100	383,000			

115	315, 100	347, 400	383, 500			
116	315, 300	347, 800	384, 000			
117	315, 600	348, 000	384, 400			
118	315, 800	348, 300	384, 900			
119	316, 100	348, 600	385, 400			
120	316, 400	348, 800	385, 900			
121	316, 700	349, 000	386, 200			
122	317, 000	349, 300				
123	317, 300	349, 600				
124	317, 700	349, 900				
125	317, 900	350, 100				
126	318, 100	350, 400				
127	318, 400	350, 700				
128	318, 800	350, 900				
129	319, 000	351, 100				
130	319, 300	351, 300				
131	319, 600	351, 600				
132	320, 000	351, 800				
133	320, 200	352, 200				
134	320, 500	352, 600				
135	320, 800	353, 000				
136	321, 100	353, 400				
137	321, 300	353, 700				
138	321, 600	354, 100				
139	322, 000	354, 500				
140	322, 300	354, 900				
141	322, 500	355, 200				
142	322, 800	355, 600				
143	323, 200	355, 900				
144	323, 500	356, 300				
145	323, 700	356, 700				
146	323, 900	357, 100				
147	324, 200	357, 500				
148	324, 500	357, 900				
149	324, 700	358, 200				
150	324, 900	358, 600				
151	325, 200	359, 000				
152	325, 500	359, 400				
153	325, 900	359, 700				
154	326, 200					
155	326, 400					

156	326,700						
157	327,000						
158	327,300						
159	327,600						
160	327,900						
161	328,300						
162	328,600						
163	328,900						
164	329,200						
165	329,600						
166	329,900						
167	330,200						
168	330,600						
169	331,000						
再任用	254,700	276,100	283,900	294,900	312,300	351,700	398,200

この表は、大学に勤務する保健師に適用する。

別表第4 給料の調整額適用区分表（第6条関係）

勤務箇所	教 職 員	調整数
愛知県立大学及び愛知県立芸術大学	(1) 大学院研究科の博士後期課程を担当する者で、主任として1人以上の学生（愛知県立大学の研究生及び愛知県立芸術大学の研修生は除く）に対する研究指導に従事する教授、准教授、講師及び助教	2
	(2) 大学院研究科の博士後期課程を担当する者で、授業科目（講義、演習、実験又は実習（愛知県立芸術大学の特別演習は除く。))を担当する教授、准教授、講師及び助教	1.5
	(3) 大学院担当教員のうち、主任として1人以上の学生（愛知県立大学の研究生及び愛知県立芸術大学の研修生は除く）に対する研究指導に従事する教授、准教授、講師及び助教（(1)に掲げる者を除く。）	1
	(4) 大学院担当教員（(1)から(3)に掲げる者を除く。）	0.5

備考 授業科目の履修者には、科目等履修生及び特別聴講学生を含む。

別表第5 調整基本額表（第6条関係）

給料表	職務の級	調整基本額
教育職給料表	1級	9,700円
	2級	11,200円
	3級	12,700円
	4級	13,500円

	5級	16,000円
	6級	17,800円

別表第6 初任給調整手当額表(第12条関係)

期間の区分	初任給調整手当額
1年未満	52,100円
1年以上2年未満	52,100円
2年以上3年未満	52,100円
3年以上4年未満	52,100円
4年以上5年未満	52,100円
5年以上6年未満	52,100円
6年以上7年未満	50,300円
7年以上8年未満	48,500円
8年以上9年未満	46,700円
9年以上10年未満	44,900円
10年以上11年未満	43,100円
11年以上12年未満	41,300円
12年以上13年未満	39,500円
13年以上14年未満	37,700円
14年以上15年未満	36,300円
15年以上16年未満	34,900円
16年以上17年未満	33,500円
17年以上18年未満	32,100円
18年以上19年未満	30,700円
19年以上20年未満	29,300円
20年以上21年未満	27,900円
21年以上22年未満	27,300円
22年以上23年未満	26,700円
23年以上24年未満	25,700円
24年以上25年未満	25,100円
25年以上26年未満	24,500円
26年以上27年未満	23,900円
27年以上28年未満	23,300円
28年以上29年未満	22,500円
29年以上30年未満	22,200円
30年以上31年未満	21,800円
31年以上32年未満	21,200円
32年以上33年未満	20,300円
33年以上34年未満	19,400円

34年以上35年未満	18,700円
------------	---------

備考 この表において期間の区分に掲げる年数は、採用の日以後の期間を示す。

様式1 初任給調整手当支給調書（第12条関係）

初任給調整手当支給調書

所属名		職名		氏名	
				職員番号	
支給要件	手当の根拠	給与規程第12条			
	試験の種類・区分				
	学歴（学部・学科で記入）	（ 年 月 日 ^卒 修了）			
	免許の種類	（ 年 月 日取得）			
	採用又は異動年月日	年 月 日（該当条項第 ³ / ₄ 条 号）			
	同上の日の級・号給	職給料表（ ） 級 号給			
採用（異動）前に支給されていた期間	円	年 月 日から 年 月 日まで		月 日間	
	円	年 月 日から 年 月 日まで		月 日間	
	円	年 月 日から 年 月 日まで		月 日間	
	円	年 月 日から 年 月 日まで		月 日間	
	円	年 月 日から 年 月 日まで		月 日間	
支給予定期間	円	年 月 日から 年 月 日まで			
	円	年 月 日から 年 月 日まで			
	円	年 月 日から 年 月 日まで			
	円	年 月 日から 年 月 日まで			
	円	年 月 日から 年 月 日まで			
休職によって支給されなかった期間	年 月 日から 年 月 日まで			年 月 日間	
支給されなくなった場合はその期日と理由	年 月 日（理由 ）				

様式2 (第14条の2関係)

大学入学共通テスト監督等業務手当整理簿

支給月	年 月	確認者(学部長等)氏名				
大学名	職名	氏名	手当額(円)	従事日	支給額(円)	備考

※作成要領

「支給月」は、当該試験の属する月の翌月とする。